

令和7年 第2回(定例)高鍋町議会会議録(第3日)

令和7年6月11日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和7年6月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の 相手	備考
6	2番 森崎 英明	1. 高鍋町の農業の将来像について ①施政方針にもある農畜産業支援また本町の農業の将来像についてどのように考えているか伺いたい。 ②本町農業の町長が考えられる課題とするものがあれば聞かせて頂きたい。	町 長	
		2. 高鍋町が取り組む農業について ①高鍋町の農業人口推移について伺いたい。 ②高鍋町の農業の産出額について伺いたい。 【野菜・米・畜産・その他】 ③高鍋町の本年の水稲作付けについて聞かせて頂きたい。	町 長	
		3. 有機農業の取り組みについて ①高鍋・木城有機農業推進機協議会によるオーガニックビレッジ宣言活動についてきかせて頂きたい。 ②本町の耕作面積における有機農業の取りくみ面積は。 ③有機農業栽培のみどりの戦略の補助制度、技術指導について伺いたい。 ④有機JASについて ⑤有機農業の問題点について伺いたい。 ⑥有機栽培生産物の販路はどのように行うのか。 ⑦ブランド化について	町 長	

		4. 観光振興について ①観光による経済効果について聞かせて頂きたい。 ②高鍋海水浴場について ③資源を活用した観光推進について	町 長	
7	13番 松岡 信博	1. 高鍋町の観光事業について ①高鍋町の観光事業の方向性について ○高鍋町の観光事業の理想像とは。 ○高鍋町観光協会の今後の活動の期待は。 ②高鍋駅前モニュメントについて ○モニュメント制作・設置の経緯は。 ③高鍋町観光協会のビーチハウス（MMC）事業について ○公有財産取扱規則21条9（原状回復）の規定を行使せず観光協会に旧磯亭の建物を無償で譲り受けさせた経緯と理由は。 ④高鍋駅舎交流拠点施設管理業務委託について ○高鍋駅舎交流拠点施設管理業務を高鍋町観光協会が定款変更をしてまで業務委託をする町長が判断した理由は。	町 長	
		2. 高鍋町長の政治倫理の条例制定について ①高鍋町長の政治倫理の条例制定について ○高鍋町議会倫理条例はあるが、町長の倫理条例がない理由は。 ○高鍋町長の基本的な倫理規範を定める政治倫理の条例制定について町長の考えを伺う。	町 長	
		3. 竹鳩橋建設について ①防衛省のレスキュー道路補助指定は採択されるのか。	町 長	
8	10番 森 弘道	1. 学校給食無償化について ①給食無償化の内容と実施時期について ②物価高騰による食材の確保に支障は出ているか。 ③無償化に伴うメリット、デメリットは。 ④有機給食は有機農業の推進につながるか。	町 長 教育長	

		2. 竹嶋橋架け替えについて ①町民説明会の開催もしくは町民アンケートの実施は考えられないか。 ②高鍋町橋梁長寿命化修繕計画では本年度に修繕工事を実施する予定となっているが。	町 長	
9	5 番 春成 勇	1. 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略について ①基本目標1 若者や女性に選ばれる街づくりの中で ○若者と出会いの場の創出について ○ひとり親家庭への支援について ○キャリア教育支援の推進について伺う。 ②基本目標2 移住促進や交流人口増加の中で ○高鍋ブランドの創出について ○公共施設の機能強化について ○外国人との元気で生き生きと暮らせるまちづくりについて ○地域商社を活用したふるさと納税の推進について ○空き家の活用について伺う。 ③基本目標3 地域産業の高付加価値の中で ○事業継承の支援について伺う。	町 長 教育長	
		2. 樋渡地区の道路整備について ①権現前・茂広毛線の拡幅について伺う。 ②権現前・茂広毛線の児湯青果市場から西側約20mの道路整備について伺う。 ③樋渡（1）線の道路整備について伺う。 ④茂広毛（1）線の排水路の浚渫について伺う。	町 長	
		3. 東小学校の整備について ①東小学校の西側の給食室のそばにある大木を4ヶ所切った跡があるが、その後処理について伺う。	教育長	

10	15番 田中 義基	1. 自治会活動と自治公民館活動について ①それぞれの活動を担う、公民館への加入率が低下しているが、どう分析判断されているか。 ②この2つの活動内容の違いと、今後の推進方法は。 ③加入率の向上のための対策は。 ④ゴミ集積所使用に絡む司法の1つの判断について、どう考えられるか。	町 長 教育長	
		2. 南海トラフ巨大地震「新被害想定」について ①今回の新たな被害想定は、どんな経緯で見直され、それはどのような内容か。 ②高鍋町に係る被害想定の見直しは。 ③今回の新たな被害想定をどう評価するか。 ④町民は今後どう向き合い、対応していくべきか。	町 長	
		3. 戸籍への振り仮名記載について ①この戸籍法一部改正の意図と概要は。 ②今後のスケジュールは。 ③自治体の対応は。	町 長	
		4. ふるさと納税について ①今後の寄付額増の見込みとその確実性は。	町 長	

出席議員（14名）

1 番 日高 正則君	2 番 森崎 英明君
3 番 橋 重文君	5 番 春成 勇君
6 番 兒玉 秀人君	7 番 中村 末子君
8 番 永友 良和君	10番 森 弘道君
11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 田中 義基君	16番 古川 誠君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 永友 優一君
議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	早瀬 哲郎君
教育長	奥村 昌美君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		横山 英二君	
財政経営課長	野中 康弘君	建設管理課長	芥田 賢治君
農業政策課長	飯干 雄司君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君	危機管理課長	宮越 信義君
会計管理者兼会計課長		鳥取 和弘君	
町民生活課長	岩佐 康司君	健康保険課長	井戸川 隆君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	濱本 生代君
上下水道課長	松浦 郁雄君	教育総務課長	日高 茂利君
社会教育課長	濱本 明俊君		

午前10時00分開議

○議長（古川 誠） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（古川 誠） 日程第1、一般質問を行います。

10日に引き続き、順番に発言を許します。

まず、2番、森崎英明議員の質問を許します。

○2番（森崎 英明君） 2番。おはようございます。傍聴に来ていただいた皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

昨日は、永友前議長がトップバッターということですので素晴らしいスタートを切りましたが、本日、私ということでよろしくお願いをしたいと思います。

本題に入る前に、日本の食料自給率についてであります。昭和40年代は70%でしたが、現状40%前後で推移しており、海外輸入に60%を依存していることは言うまでもありません。令和の米騒動となっておりますが、国は食料安全保障、国民に対して食料を安定供給するという責任があります。日本の食料消費を考えたとき、輸入が途絶えたら深刻な食料危機に陥る可能性があります。

また、畜産は飼料自給率38%とほとんど海外依存であり、現状、飼料価格が高騰しており、予想もつかないダメージを受け、多くの農業者が窮地に陥ります。

国は農業を守るため、食料自給率の向上を目指してもらいたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

本町の農業の将来像について。

高鍋町の農業がさらなる発展を遂げるためには、より多くの農業後継者を育成することが何より必要と思います。技術、経営が途切れることなく継承され、また新たな時代に適応した高鍋町農業をつくっていくことだと思います。新規就農者を増やすこと、特に現在、一生懸命農業を続けている農家の後継ぎ、つまり農家の子弟に対する支援を充実することが大切と考えます。

そこで、①の施政方針にある農畜産業支援、また、本町の農業の将来像について、町長にお伺いします。

壇上からの質問は以上として、本町の農業将来像の②、2の高鍋町が取り組む農業についての①から③、3の有機農業の取組についての①から⑦、4の観光振興についての①から③は発言者席より質問させていただきます。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さん、おはようございます。

お答えいたします。

まず、農畜産業支援についてでございますが、農政の基本理念や方向性を定めた農政の憲法と言われる食料・農業・農村基本法に基づき、食料安全保障の確保、環境と調和の取れた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の実現のため、新規就農者及び農業後継者への支援などの担い手の確保、農業用機械取得支援などによる農業生産基盤の整備、みどりの食料システム戦略を活用した有機農業の推進など、持続的で安定した農業経営のための施策を総合的に展開してまいりたいと考えております。

次に、農業の将来像につきましては、国は2050年までに耕地面積の4分の1を有機農業の取組面積にするという目標を掲げております。町としましても、この方針に従って有機農業の推進を木城町と連携して行っているところでございます。

有機農業は化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業であり、有機農業による地球環境を守る視点は付加価値を高めるブランド化する上で大変重要でございます。

そこで、有機農業の推進を核に、慣行農業による農産物も含めた町の農産物全体で安心、安全をキーワードにオーガニックビレッジの町としてほかの町との差別化を図り、魅力ある農業のまちづくりを推進し、農業生産性の向上や農業の経営安全に取り組んでまいります。

○議長（古川 誠） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。町長から答弁いただきました。有機農業については、後でまた質問をさせていただきます。

続いて、本町農業の町長が考えられる（発言する者あり）はい。（発言する者あり）分かりました。

課題とするものがあれば、聞かせていただきたいと思います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。本町におきまして栽培されている野菜は、生産量が県内 1 位のキャベツ、同じく 2 位のハクサイなどをはじめ、多くの種類の野菜が栽培されています。小売店で野菜を買う場合、生産者コーナーなどの一部の野菜を除き、産地表示が都道府県で表示されている場合が多く、地元産の野菜を味わうことが困難な場合がございます。

そこで、町内の飲食店にボードを置いて、「今日の野菜は誰々さんのキャベツ」などと表示してもらうことで、本町産の野菜を P R する取組を進めているところでございます。

また、町内の水田につきましては、1 枚の面積が狭いものが多いため、農地の集積、集約により規模拡大を図ろうとしても、大型の農業機械の導入による作業の効率化が難しい場合が多いことも課題の一つになっています。

2040 年には、農家戸数は 3 分の 1 に減少するという予想もございますので、耕作放棄地やそれを増やさないためにも、今以上に農作業の効率化が求められてまいります。

現在、老瀬地区の圃場整備を進めておりますが、そのほかの地区も順次行っていきたいと考えております。

○議長（古川 誠） 2 番、森崎英明議員。

○2 番（森崎 英明君） 2 番。答弁いただきました。人口についても触れていただきましたが、高鍋町の農業人口推移についてお聞きしたいと思います。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。本町の農業人口の推移についてでございますが、農林業センサスの農業従事者数で申し上げますと、2000 年が 1,871 人、2005 年が 1,216 人、2010 年が 996 人、2015 年が 631 人、2020 年が 472 人と、20 年間で 1,399 人、約 75% の減、つまり 20 年間で 4 分の 1 にまで減っているという非常に厳しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 2 番、森崎英明議員。

○2 番（森崎 英明君） 農業人口の推移について答弁いただきましたが、また、2000 年、農業人口のうち 65 歳以上が 123 万人、全体の 5 分の 1 でしたが、2023 年になると 82 万人で全体の約 7 割を占めております。全国基幹農業者が減少している中、宮崎県でも同様と思いますが、本町の農業人口が少しでも後継者につなげるように行政のほうからも努力していただきたいと思います。

農業人口減少は歯止めのかからない状況であると思いますが、国の国家予算に対する農林水産予算は全体の 2% で、農業者を守るためには農業サポートが必要だと思います。予算の拡大により多方面から農業者を守る政策を取ってもらいたいと考えます。

続きまして、②で、高鍋町の農業産出額についてお伺いいたします。

野菜、米、畜産、その他ということをお願いします。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。本町の農業生産額についてでございますが、農林水産省が推計しました令和５年市町村別農業産出額によりますと、野菜類が１１億６,０００万円、米が２億９,０００万円、畜産が６１億６,０００万円、その他が７億３,０００万円、合計で８３億４,０００万円でございます。

○議長（古川 誠） ２番、森崎英明議員。

○２番（森崎 英明君） 只今答弁いただきましたが、農業産出額について、米の価格が高騰がありますが、将来の農業産出額についてどのように考えておられるか、答えられれば答えていただきたいと思います。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。将来の農業産出額というお話でございますけれども、米が今の段階では高騰しておりますけれども、将来にわたって、大体今のような推移が続くものと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 誠） ２番、森崎英明議員。

○２番（森崎 英明君） ２番。高鍋町の農業は家族経営が主ですが、経営規模の拡大、機械化、国等の制度資金支援を積極的に進めていただき、新技術導入、経営改善が促進され、これらの効果に農業産出額の増加につながると思いますので、行政支援をよろしくお願いしたいと思います。

③で、高鍋町の本年の水稲作付について聞かせていただきたいと思います。

米農家の現状は、多くの課題を抱えながら、米消費が減り、米余りが起こり、減反政策により生産調整が実施されました。その上、生産費を割り込むような安定しない価格でありました。このような状況で農家の生産意欲も薄れ、後継者、担い手不足にも影響を及ぼしたのではないかと考えます。

今回の米騒動により価格高騰が続いておりますが、今月、宮日新聞に、本県の水稲作付面積拡大で６００ヘクタール増の１万３,０００ヘクタール見込みと載っていました。本町の水稲面積作付についてお伺いします。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。本町の令和７年の水稲作付面積についてでございますが、営農計画書の内容を反映させた水田台帳のデータによりますと、加工用米、飼料用稲等を含みました水稲作付面積は約４０５ヘクタール、昨年より０．８ヘクタール、０．２％の増加で、ほぼ横ばいといったところでございます。

内訳としましては、主食用米２６７ヘクタール、加工用米３３ヘクタール、飼料用米６ヘクタール、米粉用の米が１ヘクタール、ＷＣＳ、飼料用の稲でございますが、９８ヘクタールとなっております。

昨日も申しましたけども、この中で主食用米は多少伸びが大きいようで、7%程度の増になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。昨年、一昨年と異常気象により米の収穫量が大きく落ち込み、米不足が起こり、価格高騰が続いております。生産者にとっては、高く売れることはありがたいと思いますが、決して農家の収益につながったとは思えません。米の安定供給をするためには、国の減反政策、生産調整など補助金政策によって守られてきたかと思いますが、政策に依存し過ぎない農業経営も必要と思うところであります。

また、消費者目線に立つことも大事ですが、主役である生産者の経営が成り立つ価格により、農家と消費者が満足できる政策を取ってもらいたいというふうに思います。

続いて、3の有機農業の取組についてお伺いします。

①で、高鍋・木城有機農業推進協議会によるオーガニックビレッジ宣言活動について、聞かせていただきたいと思います。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。高鍋・木城有機農業推進協議会の取組内容につきましては、高鍋町及び木城町における有機農業の推進のため、有機栽培技術に関する研修会の開催、オーガニックセミナーへの参加、高鍋町、木城町の両町における有機実証圃の設置、有機農業実施計画の策定、オーガニック憲章ワークショップの開催、有機JAS認証機関の特定非営利活動法人みやざき有機農業協会の設立、有機JAS認証取得に係る助成、学校給食の有機化への助成などの活動を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。木城と高鍋のオーガニックということで、今後も両町の連携の中で情報交換を行い、成果を出していただきたいと思います。

②で、本町の耕地面積における有機農業の取組面積についてお伺いします。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。本町の有機JAS認証面積についてでございますが、転換中の認証も含め、現在約24ヘクタールでございます。

本町の耕地面積が1,440ヘクタールでございますので、有機JASの認証面積の割合は約2%となっております。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。みどりの戦略システムなり、そのようなものは国の方針がありますが、それに基づいての作付かと思いますが、今後も両町で合わせて発展を遂げていただきたいと思いますというふうには考えております。

③で、有機農業栽培、みどりの戦略、補助制度、技術指導についてお伺いいたします。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。国のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金につきまして、本町では、補助メニューのうち、有機農業転換推進事業を活用し、慣行農業から有機農業への転換等を実施する農業者で、みどり認定を受けている、または受ける予定がある方に対して、有機種苗の購入、土づくり、病害虫が発生しにくい圃場環境の整備等に係る必要経費を支援をしているところでございます。

補助額は、有機農業への転換初年度となる農地について、10アール当たり2万円以内でございます。

技術指導につきましては、高鍋・木城有機農業推進協議会が実施する外部講師を招いての講習会、勉強会、有機農業に取り組んでいる先進的な生産者の圃場の視察などで、技術習得の機会を提供しております。

こうした学習の場は、生産者同士の情報交換、現場の経験に基づく生きたアドバイスをやり取りできる貴重な交流の場となっていると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。補助金制度はあるということですが、有機農業というのは大変時間がかかりますし、技術が要するというふうに思います。

それで、国の制度の補助金は何年間続くのか聞かせていただきたいと思います。

一農家に対して一作物について何年間あるのか。継続的に補助金が出るのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。補助のメニューによって、それぞれでございます。1回限りのものもございますけども、3年というのもございます。有機JASの認証につきましては、毎年認証が必要でございますけども、高鍋・木城有機農業の協議会のほうからは、補助をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。続いて、有機JASについてお伺いします。

有機農産物規格については、化学肥料及び農薬使用を避け、土づくりにより地力の向上、環境への負荷を配慮した栽培を行い、圃場管理については、周辺から科学的合成された肥料、農薬など使用禁止、飛散しないよう区分が必要であります。

また、有機農業認定基準、特別栽培農産物と表示するための基準として、化学肥料や農薬を2年以上使用していないことを定めています。

収穫、出荷については、一般作物と混合しないよう、保管・調整場所を区分、汚染しないよう管理する施設が必要となります。

このような条件の中で、J A S 認証取得についてどのように進められているかお伺いいたします。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。有機 J A S の認証取得につきまして、現在本町では、法人が 3 つ、3 法人、個人 3 名の計 6 件の認証取得者がおられます。

認証取得に必要な手続の書類作成のサポートをする窓口として、有機農業サポートセンターを農業政策課内に設置をしているところでございます。

また、高鍋・木城有機農業推進協議会では、両町の農業者が有機 J A S 認証を取得する際の講習受講料、認証取得及び更新に係る費用を補助する有機農業支援事業補助金を準備し、有機 J A S 認証の取得を推進しているところでございます。

補助率についてでございますが、県内にある認証機関での講習受講、認証取得及び認証更新につきましては 10 分の 10、県外の認証機関につきましては 10 分の 5 で、講習受講料の補助上限はございませんが、認証取得及び更新の場合には区分に応じて 3 万円または 5 万円の補助上限を設けているところでございます。

実績といたしまして、令和 5 年度につきましては、9 件の実績があったところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 2 番、森崎英明議員。

○2 番（森崎 英明君） 2 番。続いて、有機農業の問題点についてお伺いします。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。認証を取得するためには、栽培方法、使用する農薬の種類など有機食品の J A S に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、その結果、認証された事業者のみが有機 J A S のマークを貼ることができます。この有機 J A S マークがない農産物、畜産物及び加工食品に、有機、オーガニックなどの名称の表示、これと紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されております。

認証された場合におきましても、雑草との戦い、病気、虫の発生に伴う収穫量の減少のリスクがございます。また、有機農産物として評価してもらえぬ販路を開拓していかなければ、手間、リスクに見合った適正価格での販売ができない場合もございます。

今まで経験を積み重ね、安定的栽培を実現している従来の農法、慣行農業からがらりと栽培方法を変え、有機に転換するのは簡単ではないことを承知をしているところでございます。

また、近年の天候不順による生育不良、また、病害虫の発生等により農産物の価格が乱高下する状況が見られ、経営状況が不安定となることも有機転換が進まない要因の一つであると考えております。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 2 番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。今、答弁いただきましたが、農業は気候変動により様々な影響を及ぼしており、温暖化の影響で病害虫多発に対する防除など、多くの課題の解消に努めてもらいたいと思います。

続いて、有機栽培生産物の販路はどのように行うのか、お伺いいたします。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。有機農産物の販路につきましては、生産者が独自で取引相手を探す場合がほとんどでございますが、町に相談を受けた際には、高鍋・木城有機農業推進協議会内の農業者のネットワーク、地域力創造アドバイザーのアドバイスなど情報網を活用して、情報提供を行っているところでございます。

また、学校給食での受入れにつきましても活用できる販路の一つと捉えております。

今後、必要に応じまして、教育委員会等と協議、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。また、答弁していただきました。販路については、消費者に一番近い産地販売、直売所、道の駅の販売など、今言われました学校給食等にも取り組んでいただきたいと思います。生産者が販売価格を決定できる場所であり。しかしながら、規模拡大により生産量が増加すれば、市場への流通が必要となります。市場は、価格の決定機能、数量調整機能、金融つながりをもって農家と消費者の橋渡しを行います。

市場流通では、市場が一番の農業者の理解者であり、生産者の利益向上に貢献してもらわなければなりません。そのため、販路については、生産者、関係機関、行政が一体となった協力体制が必要だと思いますので、確かな支援をお願いをしたいと思います。

続きまして、ブランド化についてお伺いします。

農畜産物のブランド化は、高鍋町の独自性を強調する高品質の生産物として、市場価値の向上、消費者ニーズに応えることにより、農家の収入増、農業活性化、後継者確保にもつながると考えますが、高鍋町ブランド生産物をどのように進めていくのか、お伺いします。町長にお伺いしたいと思います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。本町は、木城町との全国でも珍しい2町連携によるオーガニックビレッジ宣言を行い、有機農業の推進を図っているところでございます。もう8年になりますが、よその自治体が仲間に入りたいという言葉が最近出始めているところでございますが、慎重に返事は考えているところでございます。

有機農業の推進は、SDGs及びみどりの食料システム戦略に基づく大きな流れであり、環境に配慮した農産物の生産拡大により持続可能な農と食の世界を確立し、高付加価値な農作物の生産により、ほかの地域と差別化することで、慣行農業も含めて地域農業の活性化を図るとともに、将来の有機農業の担い手育成のため、県立高鍋農業高校あるいは県立農業大学校と連携しながら、持続可能な農法である有機栽培の知識・技術を体系的に学習

できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また先日、「たかなべオーガニックってなんだろう？フェス」を開催したところでございますが、今後もマルシェ等の開催により地元の生産者がオーガニックな農産物を栽培されていることの周知を図るとともに、本町がオーガニックな町としての魅力を高め、広く認知されるよう、地域全体のブランド化へ取り組みたいと思っています。

綾町は、有機農家は農家の８％です。ある意味で８％に過ぎないんですが、綾町という安心、安全の農産物というのを皆さんに言われます。まさにこれが地域ブランドです。地ブランドですね。長年にわたって、郷田村長のときからそれを取り組まれて、今、そのようなブランド化になっています。もう一度言います。綾町は８％に過ぎないんですが、慣行農業の皆さんも全てが安心、安全の中に取り組んでいられて、そういうブランド化というのを地道に取り組んでいくことが重要であると考え、今後も進めてまいりたいと思っています。

○議長（古川 誠） ２番、森崎英明議員。

○２番（森崎 英明君） ２番。町長が有機野菜ブランドについて答えを出していただきました。

私はもともと野菜に関わる仕事をさせていただきました。ブランド化は、常に高い品質、切れ間ない一定の生産物の出荷ができること、また、他生産物と差別化をするため、名称、フレーズデザインなどにより、知名度、認知度を高めることが必要と思います。ブランド生産物として、価格競争を避け、高価格で販売可能にしたり、行政との連携で、農家の所得向上、活性化につなげていただきたいと思います。

続いて、ＪＡなり県がブランドに対する他作物について、ちょっと紹介をさせていただきます。

私なりの紹介ですので、そういうことで聞いていただきたいと思います。

児湯郡高鍋町については、ＪＡ児湯ということで販売がなされます。ブランドについて、ＪＡ児湯でブランド野菜は宮崎県ブランドとして多くの品目野菜があります。その中でズッキーニがありますが、今では県内県外多くの産地で栽培されるようになりました。見た目はキュウリ、カボチャという野菜であります。販売は日本全国、東北から九州まで各中央市場中心に販売されております。

ズッキーニの栽培を取り組んだのは、ＪＡ児湯が早く取り組みました。しかしながら、食べ方、料理方法がなじみのない野菜でした。また、市場に多く大量に送ると値崩れする野菜でもありました。ズッキーニは高品質のＡクラスだけ出荷調整して品質を重んじました。Ｂ品、Ｃ品については廃棄というような出荷体制も取りました。各市場を通す中で、量販店に販促活動を行い、各量販店で販促活動を行いました。今や宮崎県のブランド野菜として販売されております。このようにして、世に出すまでに、ブランド野菜として認めもらうことは時間も技術も伴います。

今回、有機野菜ブランドの確立するため、生産者、行政の協力で、ブランドの確立をし

ていただきたいと思います。

続いて、4の観光資源について。

①で、観光による経済効果について聞かせていただきたいと思います。

現状の経済効果について聞かせていただきたいと思います。

○議長（古川 誠） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。観光によりまず経済効果についてですが、高鍋大師、花守山や高鍋湿原、持田古墳群、高鍋町美術館、二の丸文教歴史館、また、蚊口浜でのサーフィンや百済王伝説にちなんだオルレコースなど、本町を訪れる観光客による宿泊、飲食店等の利用、お土産購入、これらの消費活動等により、地域経済の活性化に貢献をしているものと考えております。

○議長（古川 誠） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 今、答弁いただきました。課長が申されたように、少しでも観光によって経済効果が出るような体制ができればいいなというふうに思います。

②で、高鍋海水浴場についてお聞きします。

施設の老朽化が進み、監視とシャワー室、トイレ、更衣室など、全てにおいて改修改善が必要と思いますが、どのように考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（古川 誠） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。施設の改修改善につきましては、海水浴場の開設期間中期間外の利用状況等も考慮し、隣接をしますキャンプ場を管理しております建設管理課と協議、連携などをする必要があると考えているところでございます。

○議長（古川 誠） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 海水浴場とオートキャンプ場なり近くにあります。皆さん見られていると思いますが、トイレは直接落ちるトイレでございます。観光に子どもたちなり来たときに、そのトイレを見てどういうふうにするかとは思いますが、いまだかつて、ああいう海水浴場のトイレは珍しいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、今回海開きも訪れると思いますが、町長も見ていただいて、今後の海水浴場なりオートキャンプ場が使えるようにお願いをしたいと思います。

それと海水浴場については、各地域で、廃止とか、浸食がひどいということで、そういう形で廃止される海水浴場もあるかと思います。私が考えますに、海水浴場は、日向海水浴場、延岡、北浦のほうにもありますが、日向から高鍋町、そして青島、日南のほうに行きます。駅舎の改造ということで立派な駅舎ができました。ひょっとしたら駅から歩いて行ける海水浴場、ひょっとしたらハワイに間違えられるかもしれんというようなこともあるかと思いますが、それを思ったときに、あまりにも監視塔なり、さっき言いました施設が老朽化であります。今後、プールの廃止等も起こっておりますので、ぜひですね、そこを、前にも質問があったと思いますが、改修改善をお願いをしたいと思います。

それと、子どもたちが夏休みでも来て、高鍋海水浴場で遊んで帰るというような施設に

していただきたいと。

振り返りますが、私たちが昭和の時代は、浜行きというのがありました。貸切りバスで浜に行って、そこで自動車のタイヤの浮き袋を借りて、何て楽しいんだろうというふうに思いましたが、よみがえるような海水浴場ができるんじゃないかと思いますんで、今後お力を注いでいただきたいと思います。

続いて、3番で、資源を活用した観光推進についてお伺いします。

人口減少、高齢化により経済の衰退が危惧されておりますが、このような時代に対して、資源を活用したさらなる観光推進が必要だと思います。限られた高鍋町の資源を根本から見直し、磨き上げ、どうしても行きたくなると思うような観光地づくりをしなければ、幾らたっても交流人口は増加しないと考えます。

また、宿泊施設との連携、情報発信、住民の協力など、これらの取組により経済効果を高められると考えますが、資源を活用した推進についてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 誠） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。資源を活用した観光推進についてでございますが、桜まつり、高鍋城灯籠まつり、蚊口浜海水浴場等のイベントを通じて観光振興に取り組んでいるところでございます。

また、今年3月に策定をいたしました第3期高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、観光資源活用による地域振興として、本町の自然環境や歴史・文化資源を有効活用し、観光による地域活性化を図るとともに、駅から海への連携やウォークブルシティの実現を目指し、観光インフラ整備や魅力的な観光体験の提供の推進を掲げているところでございます。

○議長（古川 誠） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 答弁いただきました。町長の施政方針の中にもありますように、高鍋町の観光、努力されて、課長以下努力されておると思いますが、いまいち何か足りないんじゃないかなというふうな感覚があります。お客さんが見て感動するような観光地づくりをしていただいたらいいかなというふうに思います。

これで、2番、森崎英明、一般質問を終わります。

○議長（古川 誠） これで、森崎英明議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。10時50分に再開いたします。

午前10時40分休憩

午前10時50分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（古川 誠） 次に、13番、松岡信博議員の質問を許します。

○13番（松岡 信博君） 13番、松岡信博。おはようございます。今回は昨年9月定例会の一般質問で町長が拒否しました高鍋町長の政治倫理条例の制定について、再度質問したいと思います。

自治体の行政運営は町民との信頼関係で成り立っていますが、しかし、自治体の首長、町長の政治姿勢を取り締まる規制や法律は地方自治法にも存在しません。そのため、絶大な権力が1人の首長、町長に集中することを戒めるため、全国250の自治体が首長、町長の政治倫理条例を制定しております。

高鍋町においても、町長は町民全体の代表者として町政に携わる機能と責務を深く自覚し、町民の信頼に値する高い倫理性を持つとともに町民に対し清廉潔白な姿勢を示す努力をしなければなりません。その町長の責任を明確にするため、高鍋町長の政治倫理条例を制定すべきと考えます。

それに伴いまずは通告順に高鍋町の観光事業の方向性について、町長と共に考えたいと思います。

それでは、高鍋町の観光事業の将来の理想像を町長はどのように描き目指しておられるのか、町長の考えを伺います。

そのほか、通告書にある質問については、発言者席にて行います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

本町の観光事業の将来の理想像についてでございますが、本町は、歴史と文教の城下町として長い歴史に育まれた史跡や文化遺産をはじめ、多くの優秀な人材を輩出し、豊かな自然と文化的な魅力を有しております。

これらの強みを生かし、本町ならではの個性を磨き発信することにより、地域住民が町に誇りを持ち、同時に訪れる方々が十分に楽しめる持続可能な観光事業を目指すことが理想だと考えております。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。それでは、高鍋町観光協会について伺います。

町長は観光協会の今後の事業活動にどのような期待を持っておられるのか、町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。時代、時流に対応した新たな観光開発を進め、町内外の各種団体と連携の上、創意工夫ある観光政策を展開し、本町の魅力を最大限に引き出すことで、情報発信だけでなく、地域経済の活性化にもつながると期待をしているところです。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。関連質問です。観光協会が民間移行した平成22年、黒木町長は観光協会の会長をしておりました。当時、黒木会長は役場から観光協会を独立させました。そのとき私は黒木敏之会長に頼まれ観光協会の事務局長を引き受けましたが、

役場の手違いで事務局長の給与が払えない状況になり、黒木敏之会長が責任を取って事務局長の給与月額20万円を払うことになりました。しかし、私は黒木会長のハラスメント的な態度が嫌で半年で事務局長を辞めましたが、その時点から黒木会長が事務局長の給与を払う慣習ができました。

そこで伺います。平成23年以降、観光協会の事務局長給与を誰が払ってきたのか。昨年9月の一般質問において、町長は、黒木本店は払っていないと言われました。それでは誰が事務局長の給与を払ってきたのか、町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。役場から独立されたのは小澤町長の指示でございまして、私ではございません。小澤町長から引き受けろと任命を受けました。ある方が、仕事がないから雇ってくれということで、雇った記憶はございます。が、そのときは役場から給与が出るという状況にはなかったもので、あまり記憶には残っていませんが、いろいろと工面をした記憶はございます。（「議長、休憩いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 誠） 暫時休憩します。

午前10時55分休憩

.....

午前10時56分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 職員でもない人に会社がお金を出すことはできません。ですから、私が会長をしておりますので、民間人でございましたので、仕事がないと来られた方にいろいろと工面をしていたことは確かでございます。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信……。

○13番（松岡 信博君） （ ）23年以降となっています。町長になってから……。

○議長（古川 誠） 休憩。

午前10時56分休憩

.....

午前11時03分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 事務局長が突然、政治、議員に出ると言われ出して、半年で、それで困っているところで、黒木本店、当時ですね、私、観光協会長をしておりまして、黒木本店のほうから、社会貢献として誰か手伝ってくれないかと来ました。私が町長になってからは、尾鈴山蒸留所に職を変えて、木城町にある会社ですね、その職員として、またそこで社会貢献をしておられると、ということです。（発言する者あり）

○議長（古川 誠） 暫時休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時04分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。関連質問です。観光協会側じゃないですね。失礼しました。観光協会の事務局長が町長選挙のときには黒木敏之後援会の事務局でした。2人で町内をくまなく戸別訪問をしていました。町長が観光協会の事務局長を私物化してきた証拠ではないでしょうか。そのため、黒木町長が給与を払ってきたと思います。会社のせいにしましたが、本人から払っていたと私は思っています。どうでしょうか、町長。ちゃんと答えてください。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。私物化はしておりませんが、選挙に出ると様々なボランティアの方が応援されるんで、それは観光協会がボランティア活動するというのはどこも禁止されてはいないというふうに認識であり、また観光協会だけでなく、様々な御支援とボランティアがあつて選挙運動を行ってまいりました。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。そういう言い訳をするのであれば、次に移ります。

高鍋駅前のモニュメントについて伺います。

高鍋駅前ロータリーのモニュメント制作費及び設置費用については、高鍋町出身者の寄附があり設置されたと聞きました。

令和4年5月20日の観光協会第11回通常総会の資料では、町長よりモニュメントを駅前ロータリーに設置する提案があつたとありましたが、どのような経緯で寄附者から費用負担をすると町長は説明を受けたのか。個人情報以外で結構です。説明をお願いします。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。高鍋駅前のモニュメント設置につきましては、寄附者より彫刻制作の依頼を受けた高鍋町観光協会から相談がありました。町では、高鍋駅舎の大規模改修を予定しておりましたので、駅前の景観をよくする意味で、駅前ロータリーに設置してはどうかという提案をしたものです。

費用負担の経緯等に関しましては、寄附者から伺ってはおりません。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。関連質問です。モニュメント制作や設置費用は黒木町長が負担したといろんな人から話を伺いますが、実際はどうか、町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） まず、そんなことはございませんし、また、うわさ話を議会で出すというのはいかがなものかという考えであります。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。観光協会の給与にしても、モニュメント制作の費用にしても、にわかには信じられませんが、まあ、いいでしょう。

私が観光協会の事務局長をしていた当時、黒木会長は長野県小布施町の観光開発の話をよくしておられました。それは黒木本店を中心に立花商店街から花守山を動線でつなぐ観光開発を目指していたからです。

口蹄疫の復興ファンド数億円を舞鶴公園整備から花守山の観光開発に向けさせたのもその一環です。ほかにも商工会議所の建て替えに伴い、黒木本店の西側をまるき屋跡地同様に緑地化する構想もあったと聞いております。

今考えると商工会議所の商工会館を町有地に移転させたのも、町長のその計画があったからだと思われます。

大手の酒造メーカーは自社の資金で施設整備や緑地化を行っていますが、黒木町長の場合は、職権を利用し、税金で黒木本店の周辺整備を着々と進めているように見えてしまいます。町長は高鍋町の観光に貢献する一方、黒木本店を中心としたまちづくり観光開発をしているように思われても仕方がありません。

そこで伺います。もし町長が観光協会事務局長の給与やモニュメント制作費を払っているならば、政治家として、町長の寄附を禁じる公職選挙法寄附行為の禁止199条1項に違反しますが、町長の見解を伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 私が観光協会長をしていたとき、もちろん政治ではございませんが、仕事がないからと言ってこられた方に、給与を私がいろんな方から工面して支払った経緯はございました。（発言する者あり）

○議長（古川 誠） 暫時休憩します。

午前11時09分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 全く抵触しておりません。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。それでは次に、観光協会のビーチハウス事業について伺います。

高鍋町の町有地に建つ旧磯亭の物件を観光協会が無償譲渡で譲り受けたことについての質問です。

高鍋町の公有財産取扱規則第21条9項に、借地を町に返還するときは原状回復の更地に戻す条件がつけられております。なぜ、観光協会が原状回復をせず、旧磯亭の建物を無

償で譲り受けることになったのか、その経緯や理由を町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。町長、どうぞ。

○町長（黒木 敏之君） 町長。令和2年12月に高鍋町観光協会から高鍋蚊口浜にぎわい創出事業の拠点として旧磯亭の活用と併せて旧磯亭に貸借している町有地の借地権を継承したいとの申出があり、関係課等と協議を重ねた結果、蚊口浜一带の観光振興の観点等から、公益性、公共性が高い事業であると判断し、借地権継承及び無償貸与を承認したものでございます。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。私は町長が観光協会に磯亭の所有者を紹介したと聞いております。

では次に、公有財産取扱規則に影響する民法第613条2項の転貸の効果という法律はどのような内容か、町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。賃貸人の承諾の下に転貸がなされている場合において、賃貸人は転貸人にも、賃借人にも賃料の請求が可能とされていること、また、賃貸人と賃借人の合意によって賃貸借契約が解除された場合であっても、賃借人の債務不履行によって賃貸借契約が解除された場合を除き、転貸借が終了することはないとされているものでございます。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。何か分かりにくい説明ですが、高鍋町の公有財産取扱規則では、町有地に建つ建物の転売や又貸しを禁止していますが、民法第613条2項転貸の効果では、高鍋町が許可しなくても裁判所の判断で町有地の借地権付建物が譲渡できるという法律になっています。公有財産取扱規則及び町有地の賃貸借契約書は上位法にのっとり原状回復の条件を削除または変更すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。町有土地賃貸借契約書の条文につきましては、関係法令等の内容を踏まえ、改正を検討してまいりたいと考えております。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。観光協会には原状回復を免除して、蚊口浜住民には厳しく更地に戻せでは、不公平な規則と考えます。早急に改めるべきと考えます。よろしくお願いします。

それでは次に、観光協会は令和6年11月の臨時総会にて、ビーチハウス事業は、改築後、全室の販売が終わったことで、民間事業者に移行することが決まりました。しかし、観光協会は、高鍋町から旧磯亭跡地を50年間の定期借地権設定契約で借りております。その上で民間事業者に営利活動を行わせるのでは、特定非営利活動促進法の原則第3条のNPO法人は、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行っ

てならないという法律に違反すると思いますが、高鍋町は観光協会に補助金を出している責任があります。どのように指導するべきか町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。高鍋町観光協会が特定非営利活動促進法第3条に違反するのではとのことですが、同法第5条により、特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業を行うことができる」と規定されており、問題はないと判断しております。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。それでは、次に移ります。

高鍋駅交流拠点施設管理業務委託について伺います。

令和6年11月8日、観光協会の臨時総会の議事録に、高鍋駅の管理業務委託事業をするため、都農町の株式会社イツノマに相談したとありましたが、観光協会は花守山の草刈りなど通常業務に加え、駅の管理業務の両立は不可能だと思われます。大変な業務を観光協会の2人の職員に強要していることになっております。

そこで、町長が管理業務者選定のプロポーザルにどう関わったのか、観光協会の定款を変更してまで高鍋駅の管理業務を任せる判断をした理由を町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。指定管理候補者の選定については、高鍋町指定管理候補者選定委員会において審査し、同委員会より選定結果の報告を受け、これを承認しています。

次に、高鍋町観光協会が定款を変更されたことについては、指定管理候補者に選定されたことに伴い、定款を変更されたものと捉えております。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。ほかに申請者がいないから観光協会になったと聞きましたが、ほかに申請者がいないと言っても安易な管理者選定ではなかったかと思われます。町長が恐らく、観光協会の事務局長の給与を払わないよう管理委託料1,000万円を利用したと思われてしまいます。

次に、関連質問です。観光協会の高鍋駅管理計画では、管理人を観光協会が1名、株式会社イツノマが1名を採用し、2名で管理業務をするとの説明でした。担当課の当初の計画どおり株式会社イツノマは管理業務に入らないのか、説明にあった2名の人件費はどのように使われるのか、観光協会の事務局長の給与が払われるのであれば、議会の説明とは違います。管理費の不正使用になると考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。委託料につきましては、指定管理業に必要な経費を町で積算しているところです。その経費の使い方については、観光協会に委ねております。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。それでは、事務局長の給与を払うことが目的だったのか、町長は議会ですその説明をしたことを認めるのか、それを伺いますけど。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） そのような答弁はしておりません。（発言する者あり）

○議長（古川 誠） 暫時休憩します。

午前11時27分休憩

.....

午前11時27分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 何か聞きましたらそれ委員会内の話だそうできて、私、委員会に参加しておりませんので存じ上げません。

○議長（古川 誠） じゃあ課長に（ ）。町長は言っていないので、13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。それでは、現在のように観光協会に2名で駅の管理業務を行っていは、観光協会の業務に支障が出ております。そもそも無理な業務を観光協会にやらせているように見えます。観光協会の業務と駅の管理業務が両立できないのであれば、高鍋町は観光協会へ補助金870万円と委託料1,000万円の二重払いになると考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 駅が利用されるようになって、新しく、2か月の話でございますね。その間、大きなにぎわいを持って高い評価を得ているところでございますが——2か月過ぎたところですが、駅の指定管理料は駅の指定管理料、観光協会への補助は観光協会ということになっております。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。2名で両方やらせるのは無理だということを言っております。

では、高鍋駅の管理業務を差し置いて、年間12回のイベントでごまかしているようにはたからは見えてしまいます。

本来ならJRがエレベーターやバリアフリーのスロープをつける設置義務となる乗降客数1日3,000人が業務目標のはずです。

そこで、関連質問です。今回の管理業務の成果で、駅にエレベーターはつくと考えているのか、町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） エレベーターの設置に補助は3,000名の乗降者数でして、駅の管理は観光協会にお願いした。乗降者数については、お願いはしていません。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。そんなことで年間1,000万円を出す価値はあるのか、疑問になります。

関連質問です。駅の改築に2億円、毎年の管理費1,000万円をかける、その成果は何でしょうか。町長はどのように考えるか伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆様が望まれていた駅の再生でございます。高い評価を得ているところです。

今、モニュメントを併せて今グッドデザイン賞に応募をしているところで、7月の第1次審査は通るかなと、高い評価を得るだろうと思っていますが、駅の評価というのは、まだ2か月でございますので、それをどうこういう話ではないかと思います。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。関連質問です。本年3月定例会の担当課の予算の説明には、観光協会が高鍋駅に事務所を置く観光協会移転の話はありませんでした。いつ、そのようなことになったのか、町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） その経緯について、私は、あんま、はっきりは関わっていないんですが、どこの観光協会も基本的には駅に事務所があるのが大変多いわけございまして、駅を観光の拠点にするのは、至極当然なことであろうと認識した次第です。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 当然のことなら、前もってそういう話があつて当然だと思います。町長の思いつきで行政運営が行われているように見えます。計画性のないことで、町長に振り回される周囲の議員や職員はうんざりしております。

次に、関連質問です。前観光協会事務所高鍋小売酒販組合跡の建物は町長の奥様の所有と聞きましたが、観光協会事務所が使えなくなり、高鍋駅の観光案内所に移転することになったいきさつ、理由を伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 前ありました観光協会の場所のほうで、町の玄関口としてはよいという判断で移転したということでございます。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。それでは、観光協会は前事務所の家賃を町長の奥様に払っていたのか、町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

- 町長（黒木 敏之君） そういう会話がございまして、確認しておりません。
- 議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。
- 13番（松岡 信博君） 13番。それであれば、町長の奥様に家賃を払って、高鍋町には払わないというのではおかしいと思いますが、町長の見解を伺います。
- 議長（古川 誠） 町長。
- 町長（黒木 敏之君） 分かりません。
- 議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。
- 13番（松岡 信博君） 13番。高鍋町は2億円かけて高鍋駅を改修しています。駅に観光協会の事務所を設置するのであれば、当然観光協会に家賃を請求すべきと考えますが、町長の見解を伺います。
- 議長（古川 誠） 町長。
- 町長（黒木 敏之君） 観光協会の業務は行政に資する営みでございますので、家賃等支払わなくてよいという判断でございます。
- 議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。
- 13番（松岡 信博君） 13番。関連質問です。商工会館に入居するキャリア教育支援センターは観光協会と同じ公共的な事業です。その事業を商工会議所が450万円の補助金で受けているのに、商工会館の家賃を払っております。観光協会は補助金870万円と委託料1,000万円受けていますが、家賃を取らないのではおかしいと思いますが、町長の見解を伺います。
- 議長（古川 誠） 町長。
- 町長（黒木 敏之君） 全く知りません。
- 議長（古川 誠） 町長。
- 町長（黒木 敏之君） 商工会議所の判断であり、私の関するところではございません。（「町長の見解を伺っています」と呼ぶ者あり）
- 議長（古川 誠） 町長。
- 町長（黒木 敏之君） 知らない内容であり、私の見解を述べるところではございません。
- 議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

.....

午前11時38分再開

- 議長（古川 誠） 再開いたします。
- 町長。
- 町長（黒木 敏之君） 町長。キャリア教育センターにつきましては、商工会議所に委託料を払っておりますので、それは商工会議所の判断することであり、私の関知するところではないというふうに考えております。
- 議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。観光協会は町長の政治活動を支援する団体です。町長の考えは、観光協会の利益を優先しているように思われます。

それでは、次の質問に移ります。

高鍋町長の政治倫理の条例制定については、町長の政治家としての倫理、モラルを質問させていただきます。

まず、二元代表制政治において、車の両輪と言われ、地方政治の選挙で選ばれた町民の代表として、町長と議会是对等な立場にあります。高鍋町議会は平成30年に高鍋町議会倫理条例が制定されています。しかし、現在、町長の倫理規程はありません。議員にだけ倫理規程があり、町長にないのではバランスが取れないと考えますが、町長に倫理規程がない理由とその考えを伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。さきに答弁したとおり、条例制定は……。

○議長（古川 誠） 暫時休憩します。

午前11時40分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○町長（黒木 敏之君） 首長の政治倫理に関する条例についてでございますが、当該地方公共団体における議会の倫理条例の制定の有無に影響されるものではなく、あくまでも首長の主体的な意思に基づき制定の是非を判断すべきものと認識いたしております。現在、本町では、政治倫理の確立のための高鍋町長の資産等の公開に関する条例を制定していますが、私といたしましては、この条例以外の高鍋町長の政治倫理に関する条例を制定する必要は感じておりません。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。関連質問です。私は町長にも政治姿勢をただす倫理規程が必要と考えます。

理由として、関係者の証言を基に質問をしますが、令和4年5月に「補助金に群がるハエ」という見出しで、いかにも2名の議員が不正をしたかのような旬刊新聞記事が高鍋町内の約6,000世帯に配られる事件が起きました。その後、身に覚えのない2名の議員は名誉毀損で警察に相談し、警察が関係者の事情聴取を行い、記事がでたらめであることが分かりました。

警察の取り調べの中で、数千部の新聞を宮崎中央郵便局に持ち込み、投函したのは、黒木町長の知人であることが分かりました。宮崎市内で過去家具店を経営していた人物です。御存じでしょ。町長は近年この人物とどのような付き合いをされているのか、町長に伺います。

○議長（古川 誠） 松岡議員、これ議事録に残りますけど大丈夫ですか。

○13番（松岡 信博君） 大丈夫です。大事なことです。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

.....

午前11時48分再開

○議長（古川 誠） 再開します。

ここでしばらく休憩をいたします。13時10分より再開しますので、よろしくお願いします。

午前11時48分休憩

.....

午後1時08分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。事実に基づかない御質問にはお答えしかねます。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長の言うことは信じられません。なぜかという、町長の知人のその人物は、町長のことを親友と言っているそうです。その人物と町長はゴルフに行ったり、3年前の町議会議員の選挙のときには、町長から頼まれ、ある候補者の応援もしたと聞いております。それだけ町長とは深い付き合いの人物だと言えます。この人物の検察庁の調査報告では、被疑者としてはっきり名前が出ています。以前町長は、この人物から、競艇場の車券売場の件で高鍋町に設置したいと相談を受けたことがあると聞いております。

そこで関連質問です。町長とその人物との関係性を再度伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） うわさや憶測の域を出ない、事実に基づかない御質問にはお答えしかねます。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。次も関連質問です。町長がしらを切るこの人物は、警察が郵便局の防犯カメラ映像で旬刊新聞の配布者として特定されております。しかし、この人物が旬刊新聞を高鍋町内にばらまく動機や理由がないにもかかわらず、そのようなことをしたのは謎です。議員をおとしめる目的で、誰かがこの人物に旬刊新聞を投函するよう頼んだと考えられます。

それでは、伺います。町長の知人に旬刊新聞を投函するよう依頼した首謀者に心当たりはないか、町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。全く存じ上げません。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長の親友と伺いましたから聞きました。知らないなら知らないで結構です。しかし、町長の関与が強く疑われております。

次も関連質問です。これは推測ですが、もし、旬刊新聞を6,000部も買い取り、郵便料金まで出したとすれば、恐らく150万円から200万円かかるのではないかと思います。そのような大金を払ってまで議員の誹謗中傷をするには、よほどの強い意思とお金に余裕がないとできません。

そこで伺います。町長は、議員に強い不満を持ち、誹謗中傷にお金を使える人物について心当たりはないか、町長に伺います。

○議長（古川 誠） 松岡議員、あまり推測に基づいてだと、ちょっと……。

○13番（松岡 信博君） いや、知らないなら知らないで結構です。否定してください。どうぞ。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 全く知らないうわさや憶測の域を出ない質問には、ここでお答えできません。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。心当たりを聞いているだけです。

町長は、議員や職員に対し、気に入らなければハラスメントまがいの言動が見受けられます。旬刊新聞の記事でも、町長の関与が強く疑われています。もし、それが事実であれば、行政執行者として最低最悪のハラスメント行為だと考えます。

次も関連質問です。高鍋町では令和4年と6年に悪質な旬刊新聞が合計4回もまかれました。今度は先ほどの2名の議員とは別の事件です。町長は令和6年3月定例会で、私の一般質問の発言をベトナム人への人種差別発言にでっち上げました。その虚偽の発言内容を旬刊新聞に書かせ、町内に配らせた名誉毀損の犯行を黒木町長が疑われております。町長がつくり出した人種差別発言を今はどう思っておられるのか、町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。私、旬刊新聞とか読みませんし、また、そういううわさや憶測の域を出ない質問にはお答えできません。（「憶測じゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） これは憶測ではありません。町長は当時の議事録を読んだのでしょうか。議会議事録を確認しても、私は人種差別発言などしておりません。町長は全く反省していないようです。いつものように口から出まかせ、悪意を持ってつくり出した議場での人種差別発言がそのまま旬刊新聞の記事になっております。

旬刊新聞の記者は、一般質問の傍聴には来ておりません。議場は録音もできません。会議録も作成されてない4月15日の時点で、町長が1人感じた人種差別発言の内容が正確に記事になっています。このことから旬刊新聞に書かせたのは町長だということが言えま

す。町長が疑われても仕方がない状況です。

関連質問です。このことについて、町長はどう思われるか伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 旬刊新聞というのは存じ上げま（ ）、読んだことはございませんし、そういう事実に基づかない御質問には答えかねます。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 事実に基づいて伺っております。昨年9月議会の町長答弁では、旬刊新聞の記者が観光協会の取材で記事が書かれたと観光協会のせいにしておりました。見えすいた言い訳でした。

次の関連質問です。町長発言と旬刊新聞の共通点は、町長が気に入らない議員を侮辱しているところです。町長は旬刊新聞を宣伝媒体にして議員の名誉を傷つけ、イメージをおとしめているように見えます。

議会議員選挙の3か月から6か月前に悪質な旬刊新聞記事を町内にばらまき、候補者の選挙妨害が目的と見なされます。これは民主主義政治を冒瀆した犯罪行為です。そのような卑劣な行為を町長はどのように考えるか、町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 事実に基づかない質問にはお答えしかねます。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。事実に基づいて疑っております。

関連質問です。町長は任期8年間で4回も住民訴訟で訴えられております。町長は被告という立場になっていながら、国家賠償法で多額の裁判費用を高鍋町が払ったことで、住民側が悪いと開き直っております。この住民訴訟を通して、黒木町長は行政執行者として不適切であると町民から訴えられているものです。任期8年間で4回も訴えられた前代未聞の裁判の数を町長はどのように考えるか、町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） つい、この間、選挙がありましたけども、半年間、随分選挙運動をしましたが、どなたからもそのようなこと言われたことはありません。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。住民訴訟で何度も訴えられることが、町民の代表として、倫理観が欠如しているという紛れもない証拠です。

それでは関連質問です。町長の無理な主張を受け入れない議員に対し、町長の近い人物から、お前は町長に何かしたのかと言われると聞きます。町長が議員の支援者に相当悪いことを吹き込んでいると思われます。自分の人脈や権力を利用し、気に入らない議員を潰そうとする姿勢は民主主義政治において大変危険なことです。行政執行者として、立場をわきまえてほしいと思います。町長はどのような考えで、そのような言動を取るのか、町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） あんまりあれですけども、訴えられたのは、ほとんど松岡さん本人だというふうに記憶しておりますし、ほか事実に基づかない御質問にはお答えしかねます。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 事実に基づいて発言しております。伺っております。そんないい加減な答弁はしないでください。

町長には自覚がなさそうです。議員にさえ、誹謗中傷や言論弾圧、選挙妨害まがいの行為を平気でするくらいですから、立場の弱い役場職員には相当なプレッシャーがかかっていると思います。このような役場の職場環境では職員の皆さんが気の毒でなりません。

では次に、町長の政治姿勢をただす法律は、地方自治法にも、高鍋町の規則や条例にもありません。しかし、町長のハラスメント証言や疑惑は数多くあります。町長の人間性に不信感を抱く町民の政治の信頼を取り戻すためにも、町長の基本的な倫理規範を定める条例の制定が急がれます。

黒木町長は、政治倫理条例を制定するつもりはないのか、町長の考えを伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。これは前も答弁しておりますけれども、条例制定は首長の主体的に意思に基づくものであり、現時点でその必要は感じておりません。

松岡議員の主張をそのまま咀嚼しますと、1,700余りある市町村数のうち、条例を制定していない市町村がほとんどであります。その団体は倫理が欠如しているということになりますが、現実はそのような状況に陥ってないことから、条例の制定によって、モラルの保持が確実に保障されるのではないと考えております。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。ほかの自治体には必要ないけれども、高鍋町には必要だということ言っています。

町長には、自分の感情をコントロールする自制心が欠落しているように見えます。だからこそ、条例の制定が必要です。

次に、竹鳩橋建設計画について伺います。

竹鳩橋建設計画において、要望書が3件出されていますが、商工会議所以外の2件はやらせが確認されています。町長は自分の周囲だけで、大半の町民の声は聞こうとはしません。町長は自分がいつも正しい、間違っていないと思ひ込み、町長の名誉欲のために振り回されている防衛省が気の毒でなりません。

町長は、本当に竹鳩橋建設で人口が増え、高鍋町が経済発展すると考えているのか、町長に伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 仮定の話にはお答えしかねます。

○議長（古川 誠） 暫時休憩します。

午後 1 時20分休憩

.....

午後 1 時21分再開

○議長（古川 誠） じゃあ、再開します。

町長。

○町長（黒木 敏之君） もう当然、竹鳩橋ができますと、様々な効果が生まれると考えております。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。高鍋町の物流の流通経路は小丸大橋で十分間に合っております。竹鳩橋ができて通行量が二分するだけです。高鍋町が経済発展する根拠など何もありません。人口増加も見込めません。町長が町民を納得させるためだけの勝手な思い込みに過ぎません。

次に、関連質問です。令和5年12月議会の補正で、議会運営委員会の説明もなく、ほかの議案に紛れ込ませるように竹鳩橋建設の費用便益分析業務委託の予算が計上されました。そこで議会は、財政上、住民サービスの低下につながると否決に動きましたが、全員協議会が開かれ、町長から、費用対効果を試算することが目的であり、竹鳩橋建設をするかしないか決定する決議にはならないので調査予算だけは通してくれとお願いされました。そこで議会としては、今後財政上負担となる公共施設の改修工事の一覧及び事業費並びに起債、借金の償還返済スケジュールの提出を条件に調査予算だけは承認をしました。しかし、その後、執行部よりB/Cの結果と竹鳩橋建設がいかにも決まったようなスケジュールの説明を受けました。そんな勝手な情報だけ開示され、ここで初めて議員はだまされたと感じました。

町長は、防衛省の予算補助が決まった後に議会が否決するようなことがあれば、防衛省の顔に泥を塗ることになるという発言をされております。議員に反対できない状況をつくるのが目的だと思います。町長はなし崩しのまま町民を代表する議会に、竹鳩橋建設の是非、賛否を判断する機会を与えないつもりか、議会はいつ判断しろというのか、町長の考えを伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） その都度、予算は皆様方に諮っているところでございます。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。議員の皆さんは、これ以上だまされないようにしなければなりません。

関連質問です。多くの議員が財政面や事業の優先順位を理由に、竹鳩橋建設には慎重な姿勢を示しております。恐らく建設費は今の物価高騰から考えると60億円は当たり前、80億円近くなっても不思議ではありません。優先順位についても、議員のほとんどが老

朽化した小学校校舎の改修工事や防災、町道のインフラ整備を先にしてほしいと思っております。

竹鳩橋建設が高鍋町にとって財政面でほかの事業に厳しい影響を与えてしまうのに、それでも竹鳩橋はやらなければならないのか、町長の考えを伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。竹鳩橋の建て替えに関しまして、これまで幾度となく答弁してまいりましたので、詳細は申し上げますが、竹鳩橋は長年にわたり架け替えの要望があり、老朽化が進み、さらに転落死亡事故が発生するなど構造上の問題を抱えている橋であることから、町の安心、安全を確保する観点からも早急な架け替えが必要と判断し進めているものでございます。

架け替えに当たっては、補助金や有利な特別交付税を活用するなど、過渡な財政負担が生じないよう相当な配慮をしており、財政状況や他の事業を無視して進めるものではございません。

○議長（古川 誠） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。それでは最後に、私が条例の制定を求める町長の政治倫理条例とは、行政トップである町長の政治や行政運営の公平性や透明性が損なわれ、町民が政治に対する信頼を失わないよう制定するものです。町民の生活環境や教育、福祉の向上に向け、役場職員と議会が一丸となれるよう、町長がより一層、襟を正し、努力をしていかなければならないと思います。そのため、高鍋町長の政治倫理の条例の制定が必要不可欠と考えます。ぜひ、町民の生活を守り、高鍋町を発展させるため、町長の政治倫理の条例制定を強くお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（古川 誠） これで、松岡信博議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長（古川 誠） 次に、10番、森弘道議員の質問を許します。

○10番（森 弘道君） 10番。森弘道でございます。私は、2項目について御質問いたします。

1点目は、学校給食無償化についてであります。

高鍋町は令和6年度から中学校の学校給食無償化が始まり、今後小学校まで拡充する予定であると施政方針で述べられております。

現在、学校給食無償化が取り組まれており、その割合、全国的の自治体の約4割に及ぶとされております。この給食無償化の財源につきましては、約3分の2が自己財源、次いで地方創生臨時交付金、ふるさと納税、都道府県補助金で手当てされているようです。この学校給食無償化に取り組む目的としましては、1番に児童生徒がいる家庭に対する子育て支援、次いで子どもの増加に期待する少子化対策、定住、転入の促進、加えて食育の推

進を掲げる自治体もあります。

給食無償化が広がる中で、昨年12月、野党3党が給食無償化法案を共同提出、今年2月、自民、公明、維新の3党が給食無償化に合意し、2026年度からまずは小学校から開始されることとなっております。提供される給食内容には、各自治体間、各学校間で大きな違いがありまして、給食費の地域格差も大きいことが分かっております。

国は無償化の対象者、実施時期など、全国一律に進める予定のようではありますが、国から示された無償化の内容がどのようになっているのか、分かっている範囲でお答えしたいと思います。

次に、竹嶋橋架け替えについてです。

3月の一般質問で、竹嶋橋の架け替えについては、町民の皆様に対してあらゆる機会を通じてお話をさせていただき、御意見を賜っております。町民の皆様の代表である議員の皆様に対しましても、費用便益及び財政シミュレーションについて御説明をしているところであり、町民の皆様に対しての説明責任は果たしていると考えております。

具体的な説明会ということになりますと、方向がかなりかちつとしてあるべきだろうと思います。また、例えば、キャノン誘致とかやりましたけども、あまり具体的にそのために説明会をするとか、そういうことをやった記憶はないんですと答弁されました。

補助事業採択に向けた竹嶋橋のスケジュールについては、今年4月に令和8年度の概算要望書の提出、今年12月に事業実施計画書を提出、その後、順調に進めば、令和8年、来年4月に補助事業の内示決定、同年5月に交付申請を行う予定であると聞いております。

前回も申し上げましたが、防衛省から補助の内示を受ける前に、町民に対して事業説明会を開催するおつもりはないか、説明会がもしできないとすれば、代わりに町民アンケート等を実施するお考えはないか、伺います。

なお、アンケートの内容につきましては、竹嶋橋架け替えに限らず町政全般についての要望を聞き取るようなものがよいと思います。聞き取った内容を精査できれば、今後の町政運営に役立つものになると考えます。

登壇での質問は以上としまして、詳細説明につきましては発言者席より行います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。御質問にお答えする前に、今回の一般質問の答弁に当たっては、私がなぜ、このように積極的に竹嶋橋の架け替えを進めるのか、その背景を明確にお伝えする必要があることから、先に竹嶋橋架け替えに至った経緯及び私の考えを申し上げ、その後、御質問に対する答弁をさせていただきます。

まず1点目ですが、御存じのとおり、竹嶋橋は以前から架け替えを望む声が多く寄せられ、これまで議会でも幾度となく御質問をお受けし、関係団体等からも御要望をいただいているところでございます。

本町では、これまで町独自はもとより、竹嶋橋等整備促進期成同盟会、もうこれ30年になるわけですが、国、県に対し、架け替えに関する要望を長きにわたり働きか

けてまいりましたが、その実現には至りませんでした。

このように、本町の積年の課題と言われてきた竹鳩橋の架け替えが費用負担を含む諸条件のめどが立ち、現実的に可能となったと判断し、このたび架け替えに取り組むこととしたところでございます。

次に２点目ですが、住民の安心、安全の確保がでございます。５月に発生いたしました自衛隊機による航空機事故を受け、緊急時に医療機関やドクターヘリポートへ迅速に到着するためのレスキュー道路としての竹鳩橋の必要性は高まっていると考えております。

また、竹鳩橋は建設から６５年が経て、老朽化が見られ、その構造から河川への転落の可能性があり、実際に死亡事故も発生しています。先日の亡くられた方の遺族に対しては、泣きながらおわびをさせていただきました。そしてまた第２第３、子どもも転落した事故も数多くあるというのも聞いておりますし、また今日明日にでも起こる可能性が目の前にあることを知っておかねばなりません。加えて、台風や大雨などにより河川の水位が上昇した場合は通行止めを余儀なくされており、通行上の危険性もほかの橋と比較すると高いことが伺えます。

また、その都度、職員が通行止めや解除の作業を人力で行っております。さらに幅員が極端に狭い中、児童生徒の安心、安全な登下校に支障を来している状況にあります。

橋の架け替えにより、このような危険性を排除し、安心、安全を確保することは、例えば目の前の道路がその構造上危険が切迫するようなものであった場合、直ちに改良工事を施工するのと同義であり、単なる橋の架け替えではなく、安心、安全のための道路改良の側面も持ち合わせているという視点を決して忘れてはなりません。

３点目に、費用負担への懸念に関してでございますが、今回の事業は、防衛省の補助及び特別交付税を最大限に活用し、できるだけ財政負担を軽く、特に事業費全体だけではなく、単年度で大きな負担が発生しないようにすることといたしております。この好機を逃すと、いざ橋を架け替えようとしたとき、非常に重い財政負担を強いられることとなってしまいます。

このように適切な財政の調達を進めている中で、これまで議員の皆様から、例えば福祉や教育に関する事業へ影響を及ぼさないかといった御質問をお受けしてまいりましたが、その都度、答弁してまいりましたとおり、橋の架け替えをするしないにかかわらず、従来どおり、集中と選択の視点から取り組むべき事業はしっかりと取り組んでまいることができま

す。

最後に、私は３期目の町長選挙の出馬に当たり、竹鳩橋の架け替えを最重要施策一丁目一番、このことを政策として有権者の皆様に訴えてまいりました。仮に、架け替えに反対あるいは白紙撤回を求める御意見が多く上がるのであれば、対立候補の擁立があつてしかるべきでありましたが、結果的に無投票という当選となりました。このことは、多くの有権者の皆様が橋の架け替えに関して、あるいは、少なくとも反対ではないと考えていることの表れであると理解し、この場で発言をさせていただいております。

以上、竹鳩橋の架け替えに至った経緯を申し上げ、御質問に対し答弁をさせていただきます。

竹鳩橋架け替えの説明会等の開催についてでございますが、工事実施段階で、地元関係者への説明会を開催する予定でございます。竹鳩橋架け替えの計画につきましては、町民の代表である議員の皆様には費用弁償と財政シミュレーション等の説明を幾度となくさせていただきました。また、行政事務連絡員会におきまして、まちづくり戦略について話をさせていただいており、その中で最も重要な取組である竹鳩橋の架け替えについて大変詳しく説明を何度もさせていただいております。

また、架け替えに要する要望書も受け取っておりますので、説明会やアンケートを実施しなくても、町民の皆様に対しての説明責任は果たしているものと考えております。

○議長（古川 誠） 教育長。

○教育長（奥村 昌美君） 教育長。お答えします。

学校給食の無償化につきましては、2026年度から実施という一部報道もございますが、現時点では、国からの正式な通知等は届いておりません。

このことは、昨年12月に国の検討会で様々な論点が整理されたところでございますが、児童生徒間の公平性の問題や恒久的な財源の確保、実施に向けた具体的なスケジュールなど、詰めていくべき課題もあるようですので、引き続き国会における議論の状況や県の対応状況等の動向を注視してまいります。

以上であります。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。国から何も来てないということですので、それ以上の答弁ちょっといただけないのかなと思っております。

いろいろ学校給食の役割等についても、ちょっと御質問しようかなと思ったんですが、今の給食に対してということで、いろいろお聞きしたいと思います。ただ、来年4月から無償化が始まることは多分間違いないと思いますので、無償化が始まるという前提に高鍋町の現状と今後の対処の仕方などについて、まず伺いたいと思いますが、まず物価高騰による給食費の値上げが著しいというふうに言われておりますけど、この学校給食の献立については、栄養摂取基準ですか、これを下回らない計算が必要となっておりますが、この献立は今誰が作成されているのでしょうか。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。給食の献立につきましては、小学校分は東小学校の栄養教諭が、中学校分につきましては東中学校の栄養教諭がそれぞれ作成しております。

栄養価等につきましては、先ほど申されました食料摂取基準に基づき、栄養価計算がされておるところです。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○１０番（森 弘道君） １０番。ところで、この給食というのは、大体計算上で１食単価というふうなのがよく使われているようですけども、１食単価はどうやって算定されているのでしょうか。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。給食費の単価につきましては、宮崎県学校給食会から提供されます次年度の価格動向に関する資料、こちらを基に栄養教諭が算定をしまして、高鍋町学校給食会において決定をしております。

○議長（古川 誠） １０番、森弘道議員。

○１０番（森 弘道君） それでは、給食単価というのは、独自ではなかなか決めてないというようなことでよろしいんですか。したら、この給食をするときのその給食材料といえますか、購入単価というのはどうやって決まっているのでしょうか。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。購入単価でございますよね。購入単価ですね、はい。

給食の食材につきましては、高鍋町学校給食会において、毎年度末募集を行いまして、選定された納入事業者や宮崎県の学校給食会などから購入をしております。食材一つ一つの購入単価につきましては、納入事業者及び宮崎県学校給食会が提示をしております価格表を基に栄養教諭のほうで選択をしております。

ただ、お米につきましては、高鍋町学校給食会が納入事業者と事前に協議をした上で、決定した単価で購入をしております。

○議長（古川 誠） １０番、森弘道議員。

○１０番（森 弘道君） １０番。それでは、その購入されている食材の中で、地元産といえますか、これ地産地消ということになるのかもしれませんが、どれぐらい地産地消分で賄われているのかお聞きします。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。食材の購入量に対します地元産の割合につきましては、詳細には把握をしておりません。給食における地産地消の取組を推進する観点から、納入事業者へは、可能な限り地元産食材による納品を依頼をしておるところでございます。

また、給食で使用する米につきましては、納入事業者との契約により町内産の米が納入されておるところです。

○議長（古川 誠） １０番、森弘道議員。

○１０番（森 弘道君） １０番。地元産と言いましたのは、地域の農家が作る野菜を食べるといいますか、食育という面からも、地元産をというような意味でちょっと御質問したところです。

これ先ほども申し上げましたが、コストが非常に食材とか上がっておりまして、献立の

見直しが余儀なくされているというふうに聞いております。そして、その各自治体で、またこの単価が全然違うというようなことにもなっているようです。

例えば宮崎市では、毎年ですけど、小学校の給食に必要な費用をまず試算して、それを各学校で保護者に協議してもらって、決めているというようなことのようにです。それが令和7年度は、約1割ぐらい上がっているというようなことみたいです。

市の保健給食課によりますと、国が定める栄養摂取基準の中で、子どもの成長を第一に考えて試算をしているというようなことのようにです。

また、負担が厳しい世帯につきまして、給食費の全額補助等を使って、制度のフル活用をしているというようなことになっているようです。

高鍋町でも令和6年度から、小学校は一部補助、中学校は無償化がされておりますが、7年度はやはり変わらず補助額がアップしているようです。新年度が始まってまだ3か月目ですけど、小学校ではプラス40円、中学校ではプラス25円という単価の補助額がアップしているようですけども、この値上げ分については、これで今のところ大丈夫かどうかというのは分かりますか。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。本町におきましても、食材費の価格の上昇の影響等によりまして、本年度の給食費が令和6年度と比較して、小学校で40円、中学校で25円増額となっておりますところでございます。

給食費の増加分への対応としましては、中学校では無償化を継続しております。小学校につきましては、1食当たり55円の補助を行いまして、給食費の保護者負担分を前年度と同額に据え置く措置を取っておるところでございます。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それでは、今のところ、まだ、これでどうにかなる、どうにかちゅうとあれですけど、大丈夫ということだと思います。

それでは、これ、ネットで出ているんですけど、給食費は上がっているのに献立は貧しくなっていると書かれているようです。給食の質を下げずに保護者にも負担をかけないということで、各自治体で食材費の値上げ分について補助するという事になっているんだと思います。これが高鍋もそうなっているんだと思いますが、先ほど国から通知等が来ないという中でございますけども、国から幾らの金額提示があるのかも分かりませんが、もし高鍋で、今中学で300円かかっているというようなときに、国から250円しか来ないけど、これはもう無償化ですよということになれば、当然差額の50円を町が上乘せして支出するということになるかと思うんですけど、そういうところについても、何ら国からは方向性というのを示されていないんですか。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。先ほども申し上げましたように、現時点で国のほうから給食費の無償化に対しての具体的な内容が示されていないところでござい

ます。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。今の質問と若干重複いたしますけど、給食無償化が始まるとデメリットというのも当然出るんだろうと思うんですけど、財政負担の増加が間違いなく起こるんだろうとは思いますが、今のところ、その食材だけでなく、調理費というか、作る際の経費等も上がってきているんじゃないかなと思います。新鮮で高品質な食材を使おうとすれば、当然単価的に制限がかかる。安い食材の確保が難しいということになれば、給食の質や量の低下を招くということが当然心配されることだと思います。そうすると今度は食育から見てどうかというようなこともなるんだろうと思いますけど、学校教育の中で、その食育というのを多分重点的に給食の中でもされていると思うんですけど、こういう懸念というのについてはないのでしょうか。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。現時点では、先ほど来申し上げておりますとおり国から具体的な内容が示されておりませんので、無償化に伴うデメリットについての考察等も行っていないところでございます。ただ、児童生徒の心身の健全育成のため、栄養バランスと量を保った学校給食を提供することは重要であると考えております。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。またこれも全然通知が来てない中ですが、今回もし通知があるとすれば、今報道されている中ですが、今回の無償化は公立学校が対象ということで、給食のない公立学校とか、国立、私立の学校については対象外となっているようでございます。また、アレルギー等で、個別の事案になるんだろうと思うんですけど、弁当を持っていっている子とか、不登校で給食を食べていない子とか、既に生活困窮世帯については既に無償化というような形になっているんだと思いますが、今回の無償化でも、こういう子どもたちには全く恩恵が及ばないというようなことになって、逆にまた差別化になるんじゃないかなというようなことになっております。

高鍋町でも町外の私立に進学している子どもとか、給食のない学校に通っている子、また、就学援助を受けている家庭もあると思いますが、こうした子どもたちが無償化された場合には、どうなるかとかいう予測といいますか、そういうのはされていますか。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。国の検討会の中でも様々な課題が指摘をされておりまして、地域間の格差で申し上げますと、都道府県間で給食費の月額平均に約1.4倍弱の差が生じていると、開きがあるというような指摘もあります。そのような課題も様々なところで、先ほども申し上げましたが、まだデメリット等について詳しい考察を行っていないというような状況ではございます。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。これも無償化が始まってない中ですが、今まで給

食費を払っているのに家庭の親も給食の内容とか、そういう面について結構監視をされるという家庭もあったんだろうと思いますけど、もし無償化になるともう給食自体に無関心とかになって、食育への関心も薄まるというような懸念があるというふうにされておりますので、ここらあたりについても、もし無償化になった場合については、対応方を考えておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

それでは次、学校給食を有機給食にしたらというようなところでちょっとお伺いしたいと思います。

現在、子どもアレルギー疾患や発達障害などが急増しておりまして、農薬などを使わない安全な食材を使った食材のニーズが拡大しております。ただ、価格が高い、安定供給体制の確保が難しいなど多くの課題がございます。また、地産地消で、先ほども申し上げましたが有機給食を使うことになれば、地域の農家が潤い、子どもたちの健康にも貢献できます。移住者も増えるなど有機給食の効果が明らかになってきているようです。町としては、この有機給食を推進というところでどうお考えかお聞きします。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。有機食材を取り入れた給食の推進につきましては、子どもたちに食の大切さや環境への配慮を学ばせる機会として有効な手段の一つであると考えております。さらに地元の有機農産物を活用することができれば、地産地消の観点から食育にもつながるものと考えております。しかしながら、有機農産物を活用するには、慣行の農産物を使用する場合に比べまして、加工に要する手間やコストなどの面において、現在の調理施設の設備や給食費の範囲内で賄うには困難な点も多くございます。有機給食を推進するに当たって考えられる諸課題については、有機農業の推進を担当する農業政策課のほうとも連携をいたしまして、限られた財源の中で、効果的に有機農産物を活用できるような取組を検討してまいりたいと考えております。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。これ有機給食を進めてほしいということで、ちょっとお尋ねですけど、よく先進事例として、千葉県のいすみ市の取組がよく紹介されておりますが、このいすみ市は、2017年から市内小中学校全て地場産の有機米100%が供給されております。市が有機米の全量買取りと価格保証をする仕組みが作り上げられているようです。

この背景といたしますと、有機リン系の農薬を低濃度でも摂取した子どもは、注意欠陥、多動性障害ですか、とかがなりやすいというような研究成果がハーバード大学から出たということで、これを基に、ネオニコチノイド系とか有機リン系の農薬を心配した保護者の方たちが、自分たちの子どもたちには安全な給食を食べさせたいというようなことから、働きかけが始まったようです。

また、この発達障害を持つ子どもさんにつきましては、ここ10年で4倍以上に増えているというようなことから、農林水産省の中でも、みどりの食料システム戦略の中に、有

機農産物の取組の受皿として有機給食が取り上げられているようです。

また、そういうことも、先ほど申し上げましたとおり、そういうことで、高鍋町についても有機給食への取組をお聞きしたところですけど、この給食への要望といいますか、保護者の方からは、そういう声が今上がっているんでしょうか。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。実際にアンケート調査等を行ってはいませんので、全体の御意見としてどうなのかというところはございますが、学校給食会などの、あと保護者、PTAなどとの会合の中では、有機給食についての御意見も賜ることはございます。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。公共性の高い商品を行政部門が積極的に導入し、その商品の市場拡大を支援するという意味の公共調達という言葉がございます。有機給食に取り組むことが有機農業の拡大、推進につながるということになるんだろうと思います。

オーガニックビレッジ宣言では、有機農業を町の農業振興の一つとして掲げ、農業所得の向上、環境負荷軽減農業の実施、学校給食を含めた食育、食農教育の推進を図ることとしております。

高鍋町でも、令和5年6月25日に宣言され、そこで高鍋・木城有機農業推進協議会が設立されております。

そこで、協議会の実施計画等について、ちょっとお聞きしたいと思います。

現状で、給食食材の必要のうち、この有機食材というのがどの程度、賄われているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。令和6年度における学校給食への有機食材の導入につきましては、小中学校4校に対しまして、特別栽培米を約8,400キロ、農薬・化学肥料不使用のカンショを約240キロ提供をいたしております。

米につきましては、給食で使用する年間消費量の約半分に相当する量でございますが、米以外の食材につきましては、確保が困難な状況でございます。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） すみません。先ほどの答弁は、この前もちょっとお聞きしたんじゃないかなと思うんですけども、この有機給食の推進のためには、どれだけ調達するかといいますか、調達やったら100%ということになろうかと思うんですけど、こういうものの調達計画というのは、策定されているんでしょうか。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。有機給食の推進のための調達計画につきましてはございません。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○１０番（森 弘道君） １０番。そしたら当然、もし有機作で対応しようとしたら、その単価差とか必要なことになるんでしょうけど、そういうのも、把握はされてないというようなことでよろしいんですか。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。高鍋町のほうで把握はいたしておりませんが、日本農業新聞の記事によりますと、有機栽培品につきましては、通常の慣行栽培品より１．４倍から１．９倍等の費用がかかるというふうに試算をされております。高鍋町におきましても、有機栽培品スーパーで売っているのを見ることがありますけども、高めの価格設定でございますので、先ほど申しました程度の費用はかかるのかなと考えております。

○議長（古川 誠） １０番、森弘道議員。

○１０番（森 弘道君） １０番。そしたら、米とカンショについてお聞きしましたが、町内で有機栽培している品目といたしますか、ほかのはどういうのがあるんでしょうか。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。有機ＪＡＳの認証を受けている受けてない関係なしに申しますと、お茶がございます。キャベツも今転換中でございます。それと、こちら認証を受けてない作物ではございすけども、ニンジンとか、タマネギ、こちらのほうを栽培していらっしゃる農家の方はおられます。

○議長（古川 誠） １０番、森弘道議員。

○１０番（森 弘道君） １０番。どんどん品目が増えて、学校給食に使われるとありがたいなと思います。

これのそういう農業体験といたしますか、食育の面からですけども、みどりの少年団とかで、食用カンショの苗植えとか、収穫体験がなされていると思うんですけど、こういう中で、有機農業に対する関心度合いといたしますか、そういうのがどうなっている、よくなっているとか、そういうのわかりますか。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。昨年度、カンショの栽培、あと米の栽培をやっておりますけども、子どもも喜んでおりますけども、家族、保護者のほうも一緒に来たりして、芋の場合は祖父母も一緒に収穫体験をするなど関心は高くなっているようでございます。

○議長（古川 誠） １０番、森弘道議員。

○１０番（森 弘道君） １０番。分かりました。先ほどちょっとお聞きしましたが、高鍋・木城有機農業推進協議会の予算ですけども、高鍋町と木城町から１００万円ずつ補助されておりますが、残りは、みどりの食料システム戦略交付金が充てられているというふうでいいんでしょうか。というのも、国からの補助金とかいうのは大体３年で交代といたしますか、変わってきますので、今後とも、その有機農業の推進のためには、この協議会の

補助が必要になろうかと思いますので、これが3年ということになると今年が最後かなと思ひまして、そのためには、この協議会はずっと続くだろうと思いますので、今後も今以上に予算の手当が必要になるんじゃないかなと思ったものですから、その両方、補助金、補填する財源と今後の財源の見込みというようなところをちょっとお聞きします。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。先ほど議員が申されました、みどり交付金につきましては、4年度から3年間で終わっておりますので、6年度をもちまして、この交付金はもうないような状況でございます。

今年度の予算につきましては、高鍋、木城100万円ずつの200万円ということになっておりまして、また事業を見直しながら、今後、有機の推進を図っていきたいと考えております。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。200万円で足りるのかなとちょっと気になりますが、これは無償化の先にといいいますか、今後、中学校まで無償化が制度化された場合ですけども、今現在、中学校は町単で給食費無償化をしておりますが、この財源が浮くといひますか、ほかの財源、国から来ますので、その金を有機農業の推進ということで、有機給食への転換というような方策が期待されるんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。昨年12月23日に学校給食を無償化するための法律案が衆議院に提出され、2月25日には、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党が令和8年度から小学校の給食費を無償化することで合意しましたが、どのような制度設計により無償化されるのか、今のところ情報がございません。

また、小学校の給食食材購入費用は、そのほとんどを保護者が納めてきた給食費で賄っておりますので、一石二鳥と言えるかどうかは分かりませんが、給食費無償化の動向にかかわらず、しっかりと有機農業の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（古川 誠） ここでしばらく休憩いたします。意見あります。（発言する者あり）意見あります。ないです。14時20分より再開いたします。

午後2時07分休憩

.....

午後2時18分再開

○議長（古川 誠） 再開します。

10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。学校給食につきましては、国のほうからどういう内容が来たかで、またちょっと質問をさせていただきたいと思ひます。

次に、竹鳩橋架け替えについてお伺いをしたいと思ひます。

竹鳩橋架け替えについての質問したというのは、町のホームページに、令和7年3月、

今年の3月に、高鍋町橋梁長寿命化修繕計画というのが掲載されておりますので、それを見てちょっと不思議だなと思ったからお聞きいたします。

先ほどから説明会とかアンケートはあまりやらないというような答弁がされておりますけれども、町のホームページに掲載されているということは、その代わりに知らしめているというふうに考えております。

この計画の中で定期点検結果については、竹嶋橋は構造物の機能に支障は生じていないが予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態である。床板から漏水や遊離石灰を伴うひび割れが少数発生しているが予防保全の補修を行うことで長寿命化が図れるとして、判定区分Ⅱ、予防保全段階の状態であると判定されているとなっております。

そして、その対策として、今年25年度に、主桁、桁ですのひび割れ補修を行うという計画になっていまして、工事費は1,400万円だというふうになっております。

これまでもずっと町長の説明等で、65年経過しており、長寿命化をするような状況ではない、いつ崩壊してもおかしくないという状況ですとずっと答弁を聞いております。が、ほんの3か月前に、こういうホームページに修繕しますよという計画が出ることで自体がちょっと違和感を感じておりますが、どちらが本来の計画ということになるんですか。

○議長（古川 誠） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。平成26年7月の道路法改正で義務化された維持修繕に関するメンテナンスサイクルに基づき、5年に一度の頻度で橋梁点検を行うこととなっております。

平成26年度より行っている橋梁点検は、令和5年度に全橋梁の点検の2巡目が終了したところであり、橋梁長寿命化修繕計画は毎年フォローアップしたものをホームページで公表しているところでございます。

竹嶋橋につきましては、構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態である、健全度Ⅱの判定となっており、令和7年度に主桁のひび割れ補修等を行う予定として、社会資本整備総合交付金事業で交付申請いたしましたが、要望額に達する内示を受けられませんでしたので、令和8年度以降に修繕を行う予定としております。

防衛省補助で、町道川田竹嶋線道路改良事業を着手できたとしても、工事が完了するまでの15年程度は現橋梁を使用するため、現竹嶋橋の修繕は行う必要があると考えております。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。この計画は、そういう法的なところがあるので出しているということですか。そして架け替えするという話とはまた別物というふうに理解したほうがいいんですか。

○議長（古川 誠） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。先ほども申しましたとおり、5年に一度

橋梁点検をすることとなっていますので、その計画に基づいて公表しているものでございます。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。そしたら先ほどからの町長の答弁で、事業、内示をもって計画ができたなら説明会をすると、関係者に説明会するということですが、町のホームページは、先ほど言いましたとおり、そういう説明会をしない代わりに、ここで公表していますよというふうに私は取るんですけど、ちょっと意味合いが違うんじゃないかなと思います。

ところで、議会については、先ほどからの費用便益とか計画年度とか事業費について資料を出しているということですが、確かに頂いておりますが、町長がよく言われますが、私は町民に意見をよく聞いていますよとおっしゃるんですけど、その際にどういうことを説明されているんでしょうか。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議員の皆様には説明した費用便益、計画年度、事業費等について、町民の皆様が分かりやすいように、要約した内容で御説明をさせていただいております。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。そしたら今回計画されている橋の延長とか、幅員あるいは歩道が片側なのか両側なのかとかいう話は全く聞いておりませんが、こういうのは事業費を決める前でも、概略とかいうのはあつていいような気がするんですが、この概略等も私たちは聞いていませんが、いかがですか。

○議長（古川 誠） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。令和6年9月24日に費用便益結果を議員の皆様には説明いたしましたが、その中には、道路橋梁の幅員等が示されております。橋梁につきましては、橋梁部延長540メートル、車道幅員3メートル、路肩0.5メートルの2車線で、3.5メートル片側歩道を設置し、道路幅員が10.5メートルの計画となっております。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。なぜ、お聞きしましたかという、町民の方から「どういう橋ですか」というふうに聞いて、今の竹鳩橋を通られている方等も含めて、堤防から堤防まで、今度、長くなるんですよというふうに説明すると、「そんな大きな橋がいつとじゃろうか」と「それは幾ら金があっても足らんわね」と「じゃから、なかなか建て替えはできんかったっちゃね」というような話をされるんですよ。それで、また、その「今の橋を改修とかいうふうなこともできないんですか」ということを聞かれるんですけど、それはもう国土交通省との関係でできませんよという話もするんですけど、そういう事業内容については町民の方はほとんど知らないと思っておりますので、もう少しこういう

ところを説明する必要があるんじゃないかなと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） これ、結構、私、選挙運動でも説明しておりますし、行政事務連絡員の会では、もう3年連続で説明しております。今の橋は再生できないということと、事業規模につきましては、まだ詳細が確定しておりませんのでお伝えする段階ではないと、規模については伝えております。

まずは、町民の代表である議員の皆様には説明をしていくことが、町民の皆様には浸透させていくことにつながるのではないかと考えています。

また、竹嶋橋の架け替えについては、以前より新聞等でも報じられ、加えて、行政事務連絡員や公民館長、連協長との集まり等でも説明をしておりますので、町民の皆様には認識はしていただいているものと考えております。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。説明会等については、しているというようなことになりそうかと思うんですけども、實際上、そういう意見がありますので、そういうことになると、こんなこと知らないのかというような内容が町民が多いということになりますけど、そして町民の意見は反対とか、そういうのも含めてですけど、町民の意向は聞かないづく、事業は進めていくというふうに捉えていいですか。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） いえ、常に町民の皆さんの御意見を聞きながらいろいろと御説明をしますし、本当に先ほど言いましたが、公民館長の長の皆様あるいは行政事務連絡員会では、もう3度にわたって、毎回、またこのたびの選挙運動においては、もうずっとこのことだけを伝えてまいりまして、説明をしてまいりました。

これ以前、この話あんまりあれですけども、美術館7,000名の反対があったと聞いていますが、説明会はなかったと聞いております。それから資料館、これも10億円以上の建物を建っていますけど、これも説明会はなかったと聞いています。それから温泉施設です。これも10億円以上ですけど、これ説明会なかったというのは確認しているところでございまして、先ほど登壇でお話したとおり、町民の代表である議員の皆様と意見を交わすことが町民の意見を聞くことにつながると考えておりますし、選挙あるいは行政事務の会では、非常に細かく説明をさせていただいているところでございます。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。確かに行政事務連絡員会等でお話されているんだと思うんですが、行政事務連絡員方、公民館長かもしれませんが、それを懇切丁寧に皆さんがしてくりゃれば、もっと広まるんでしょうけど、それを町長に言ってもしょうがないところであるんですけど、一般の方については伝わっていないというふうに私は捉えるべきだろうと思います。

ところで、これ内示を受けた後ですけど、先ほど町長も言われましたが、反対がもし多

いというようなことになったと判断できたときですけど、補助事業内示後ですよ、まだ事業着手前ですけど、補助事業を辞退するというようなことはできるんですか。

○議長（古川 誠） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。内示を受けた後に、補助事業を辞退することは想定しておりません。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。では、先ほどのお尋ねしたようなスケジュールで進んでいくということになるんだと思うんですが、町長は、前回もですけど、ふるさと納税の件に関して、3年以内に納税30億円を達成するというふうに公言されましたので、その3年を待って、先延ばしして、防衛省とのほうで3年後にというような話は、これできないんですか。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） このタイミングを逃したら、二度とこういう大きな補助をもらうことはございません。

○議長（古川 誠） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 絶対来年、今のスケジュールしかないということですね。それはちょっと、もう少し待てるもんかなと思っていたもんですから、すみません。

よく、これも町長が言われますが、竹鳩橋規模の橋梁を町単独で架けた事例は全国的にないとお話されますが、全国的にはこのような大規模事業をやりたくてもやれない財政力の自治体がほとんどだと思います。お話されたように、実質的な町の持ち出しが15%ということで、これはもう二度とない好条件であるということはよく分かっております。が、先ほどから言っていますとおり、その事業内容が町民には熟知されていないと感じております。橋については、あるにこしたことはございませんので、誰も架け替えそのものに反対する町民はいないと思います。町政を進める上で、町政に関する様々な意見や要望等を聞き、町民の信託に応え、公正かつ誠実に町政運営すること、そして税金の使い道を町民にきちんと説明することが執行者である町長の責務であるとの思いから、今回も質問を行っております。

町長は、就任初の平成29年の施政方針ですけども、「衆知を集め、住んでいる人が主役のまちづくりを実践することを明確な高鍋町のまちづくり理念とすべきであると考えます」と述べられております。

町民誰もが住み続けたいと思う高鍋町になるため、町民への説明会あるいはアンケートを実施していただき、町民の総意に基づいて町政を進めていただくことを再度御期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（古川 誠） これで、森弘道議員の一般質問を終わります。

日程第 1. 一般質問

○議長（古川 誠） 次に、5 番、春成勇議員の質問を許します。

○5 番（春成 勇君） 5 番。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

第 3 期高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標を地域政策課が掲げられていました。5 年間の総合計画の一部について質問したいと思います。

基本的方向、具体的な施策について。

基本目標 1、若者や女性に選ばれるまちづくりの中で、若者と出会いの場の創出についてとひとり親家族への支援について、及びキャリア教室支援の推進については、発言者席にて伺います。

次に、基本目標 2、移住促進の交流人口増加の中で、高鍋ブランドの創出については、町長に答弁願います。

次に、公共施設の機能強化についてと外国人との元気で生き生きと暮らせるまちづくりについてと地域商社を活用したふるさと納税の推進について、及び空き家の活用については、発言者席にて伺います。

次に、基本目標 3、地域産業の高付加価値の中で、事業継承の支援について、発言者席にて伺います。

次に、樋渡地区の道路整備について。

①権現前・茂広毛線の拡幅について。②権現前・茂広毛線の児湯青果市場から西側約 20 メーターの道路整備について。③樋渡（1）線の道路整備については、町長、答弁願います。④茂広毛（1）線の排水路の浚渫について。①と②と④は、発言者席にて伺います。

次に、東小学校の整備について。

東小学校の西側の給食室のそばにある大木を 4 か所切った跡があるが、その後、処理については、発言者席にて伺います。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 37 分休憩

.....

午後 2 時 38 分再開

○議長（古川 誠） 再開します。

○5 番（春成 勇君） すみません。樋渡（1）線の道路整備について、町長に答弁願いますを発言者席にて伺います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

第 3 期高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略中、基本目標に、移住促進や交流人口増加の実現に向けた取組の一環として高鍋ブランドの創出を掲げております。これは本町の魅力を最大限に引き出し、特性を生かしたブランドを構築することを目的としております。

本町が持つ地域資源を活用し、地域住民や企業、生産者と連携しながら、本町の特徴を前面に打ち出した商品やサービスを開発すること、歴史と文教の城下町の再生というビジョンの下、有機農業に取り組み、8年かけて再生——すみません。8年かけて生産から販売、農産加工品を完成させたように、個性を磨き、着実に事業を積み重ねていくこと、併せてその魅力の発信、プロモーションの強化がブランド力を高めるために大変重要であると考えております。

高鍋ブランドの創出により、本町ならではの魅力を提供することで、訪れる人々に本町への愛着を深めてもらいたいと考えております。

○議長（古川 誠） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。若者や女性を選ばれるまちづくりの中で、まず若者の出会いの場創出とあるが、過去にこのようなことを行ったことがあるのか、お伺いします。

○議長（古川 誠） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。これまでの取組についてでございますが、昨年度末に宮崎県主催による婚活イベント「こゆー！！街コン」がホテル四季亭を会場に開催されました。また、現在は解散していますが、高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会による交流イベントがこれまで実施をされております。

以上です。

○議長（古川 誠） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。若者や女性に選ばれるまちづくりのために出会いの場の創出に取り組むことで、若者の活気につなげていただきたいと思います。

次に、ひとり親家庭への支援について。

現在、子育て中のひとり親家庭はどのくらいいるのかお伺いします。

○議長（古川 誠） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。ひとり親世帯数についてでございますが、令和7年4月1日現在、母子世帯数が286世帯、父子世帯数が25世帯、計311世帯となっております。

以上です。

○議長（古川 誠） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。ひとり親家族への支援とはどういった支援があるのでしょうか、お伺いします。

○議長（古川 誠） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。ひとり親家庭への支援についてでございますが、国・県・市町村のほか、一般財団法人など、多くの公的機関団体により、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができるような様々な支援が行われております。

具体的な支援内容といたしまして、まず経済的支援として、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費助成のほか、経済的自立と生活の安定を図るための無利子もしくは低利の

貸付制度、奨学金制度などがございます。

次に、就労支援といたしまして、看護師等の経済的自立に効果的な資格取得のための給付金事業や貸付事業、そのほかハローワークと連携した自立支援プログラムの策定などがございます。

また、生活支援として、ヘルパー派遣による生活援助や母子・父子自立支援員による自立に必要な情報の提供、求職活動に関する支援などがございます。そのほか税金や保育料の算定、また公営住宅の入居の際に一定の支援措置がなされております。

以上です。

○議長（古川 誠） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。たくさんの支援があると伺って、よいことだと思います。

続きまして、子どもたちが将来社会に出ていくためにキャリア教育を行っていると思われませんが、現在何年目になるのかお伺いします。また、どのような成果が上がったのかお伺いします。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。キャリア教育につきましては、平成30年度から高鍋商工会議所へキャリア教育支援センターの業務を委託をしております。

主な事業内容といたしましては、中学生の職場体験、中学生を対象とした職業講話、対話型キャリア教育プログラム「ひなた場」などを実施してきております。

令和6年度は、職場体験に町内63の事業所、職業講話の講師として15名、「ひなた場」の講師として53名の方々に御協力をいただきまして、多様な業種や職業観に触れることのできる機会を設けることができたと考えております。

参加した生徒へのアンケート結果によりますと、将来自分のやりたいことをしっかりと見つけ、目標に向かって行動したいなどの記載が多く見られたことから、実際の職業体験等をきっかけといたしまして、将来の進路等のイメージがより明確となり、学習意欲の向上にもつながっているものと考えております。

○議長（古川 誠） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。キャリア教育は、家庭や地域社会との連携を持ちながら、今後しっかりやっていただきたいと思います。

次に、高鍋ブランドの創出については、町長答弁されましたが、高鍋のブランドとして、焼酎、肉、ギョーザ、野菜等の品物がありますが、しっかりまた高鍋ブランドになっていけるように支援していただきたいと思います。

次に、公共施設の機能強化とあるが、例えば、どの施設を機能強化していくのかお伺いします。

○議長（古川 誠） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。本町における今後の人口動態や住民ニーズ等の動向を見極めながら、施設の量と配置の最適化を図るとともに、真に必要な施設に

つきましては、更新や長寿命化等に取り組んでまいりたいと考えております。

昨日も、永友議員、兒玉議員、中村議員から御質問をいただいておりますが、例えば、公営住宅であれば、公営住宅等の長寿命化計画に基づき、修繕、廃止等を行いながら適切な管理を行うこととしております。

学校施設につきましては、東小学校は令和１２年度から、西小学校は令和２２年度から改修をする予定であります。今後の児童生徒数の減少の推移によりまして、整備計画を見直していかなければならない状況も出てくるものと考えております。

いずれにしても、国・県の補助事業等の積極的な活用を目指しながら、優先順位をつけ、必要な事業の実現に向けて予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 誠） ５番、春成勇議員。

○５番（春成 勇君） ５番。公共施設を補修しながら、できるだけ長く使えるようにやっていただきたいと思います。

次に、外国人等、誰もが元気に生き生きと暮らせるまちづくりについて。

昨日も質問がありましたが、再度答弁願います。

現在、高鍋で生活している外国人の人数と国籍についてお伺いします。

○議長（古川 誠） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。令和７年５月１日現在で、本町に住民登録されている外国人の方は１５８人でございます。

○議長（古川 誠） ５番、春成勇議員。

○５番（春成 勇君） 次に、外国の方を雇っている事業所は何社ぐらいあるのかお伺いします。

○議長（古川 誠） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。外国人の方を雇用している事業所数につきまして、町では把握はしておりません。宮崎県労働局の公表資料によりますと、外国人労働者を雇用する事業所数は令和６年１０月末時点で、高鍋公共職業安定所管内では１４３事業所でございます。

○議長（古川 誠） ５番、春成勇議員。

○５番（春成 勇君） ５番。日本は人口減少により労働者が足りなくなって、現状は多くの外国人が日本に来ています。町内で生活している外国の方が少しでも快適に生活できるよう、先ほど伺った国籍の言葉などを盛り込んだパンフレットを作るなど、コミュニケーションをつくり、良好な関係をつくっていったらよいと思います。

次に、地域商社を活用したふるさと納税の推進をどのようにやっていくのかお伺いします。

○議長（古川 誠） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。地域商社を活用したふるさと納税の推進

についてでございますが、本町の特色を生かした返礼品の開発や既存返礼品のブラッシュアップ、コラボ商品の検討のほか、シティプロモーションなど、PR強化を図り、ふるさと納税を推進してまいります。

○議長（古川 誠） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。ふるさと納税は平成20年に始まり、寄附件数10件、約120万円、平成29年度、寄附件数20万8,771件、25億6,916万円が最高に達しまして、令和2年度では5万5,585件、12億365万円。このとき、ふるさと納税に関わった事業者がやめて熊本の事業者に変わり、令和4年、寄附件数が3万9,111件、7億4,240万円と低くなり、令和5年、6年は上昇しています。

令和6年度は、寄附件数が3万4,863件で、寄附金額は10億1,050万円まで上昇しています。

今回、地域商社を活用されるようだが、今まで以上のふるさと納税を伸ばしていただきたいと思います。

次に、空き家の活用はどうなるのかお伺いします。

○議長（古川 誠） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。空き家の活用についてでございますが、再利用できる空き家の掘り起こし調査を行い、それらを空き家バンクに登録し、販売・賃貸等を行うことで、空き家の解消に取り組んでおります。

また、移住希望者などに空き家バンク情報を積極的に提供し、移住の促進にもつなげているところでございます。

○議長（古川 誠） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） それと現在の空き家の件数は分かりますかね。

○議長（古川 誠） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。空き家バンクの登録件数についてでございますが、現在13件の登録がございます。

○議長（古川 誠） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。空き家がだんだん多くなっています。しっかりとした空き家の活用をやっていただきたいと思います。

次に、事業承継の支援はどのようにやっていくのかお伺いします。

○議長（古川 誠） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。事業承継の支援についてでございますが、高鍋町事業承継・引継ぎ応援事業などの補助事業や融資制度の活用を図るとともに、高鍋商工会議所、金融機関、宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターなどとの連携を強化し、事業承継の支援に取り組むものでございます。

○議長（古川 誠） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。事業承継をするのは事業を立ち上げるより難しいので、し

っかりとした支援をしていただきたいと思います。

次に、樋渡公民館より要望書が提出されている点について。

樋渡地区の権現前・茂広毛線の道路拡幅工事についてお伺いします。

権現前・茂広毛線は、モナコパチンコ南側駐車場の道路から東側に向けた約140メートルの部分で、交通量が多くなると民地に離合する状況が続いております。また、排水路が必要です。現在、児湯青果市場、アパート、パチンコエーワンリンクや地元住民の方がこの道を利用して、近い将来を考え、2車線の道路整備をお願いしたいがどのような考えかお伺いします。

○議長（古川 誠） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。町道権現前・茂広毛線は、消防団第2部機庫から青果市場までの延長685メートルの道路で、ほとんどが改良済みであります。議員のおっしゃる約140メートルについては宅地等があり補償等も出てきますので、事業化には緊急性や費用対効果等を考慮しながら計画する必要があると考えております。

○議長（古川 誠） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。町長は、この道路を最近通ったことがありますか。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。はい。時々通らせていただきます。コスモス薬品また消防団2部があり、また津波避難タワーがある道でありますし、ショッピングセンター等を誘致というか、設置する場合には、農振地区の多い高鍋町では可能性のある地域であると思われるながら、よく通らせていただいております。

○議長（古川 誠） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。水道管も老朽化していますので、配管替えもしないといけないと思います。

この件は何回も要望していますので、町長、よろしくをお願いします。

次に、権現前・茂広毛線の児湯青果市場から西側20メートルの道路整備についてお伺いします。

○議長（古川 誠） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。要望書が提出されており、現地を確認し、舗装対応済みでございます。

○議長（古川 誠） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。早急な対応をしていただきましてありがとうございます。

次に、以前から要望で上げている樋渡（1）線について、建設管理課で補修を行ってもらっていますが、すぐに剥がれてしまう状況にあります。今後の道路整備については、長年要望している箇所になるので、町長に答弁願います。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 以前から要望が上がっている箇所で、担当課で補修を行ってきま

したが、補修箇所が増えてきており、全面改修が必要と考えております。令和8年度以降の社会資本整備総合交付金事業の新規路線として追加し、舗装工事を行う予定としております。

○議長（古川 誠） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。これも、三、四年前に、茂広毛（1）線の排水路の浚渫を行ってもらいましたが、再度浚渫を行う予定があるのかお伺いします。

○議長（古川 誠） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。現地を確認しまして、必要であれば検討したいと考えております。

○議長（古川 誠） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 現地を確認してですね、対応していただきたいと思います。

次に、東小学校の整備について。

東小学校の西側の給食室のそばにある大木を4か所切った跡があります。そのことについてお伺いします。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。東小学校給食室前の駐車場内にございましたセンダンなどの樹木4本を昨年8月に専門業者に依頼して伐採をしております。樹木が植えられておりました周辺には、水道管等が埋設されておりまして、伐採と同時に抜根することで、埋設管等を破損する危険性がありましたことから、幹を高さ1メートル程度残して伐採をしております。

伐採部分には、根を枯らすための薬剤を注入しておりますので、今後、根が枯れたことを確認した後に抜根作業を行い、全てを撤去する予定としております。伐採業者によりますと、樹木が大きいことから、根が完全に枯れるまでに1年から2年程度の期間を要するとのことでございます。

現在は、駐車場で車が切り株に接触するのを防ぐために、車内からも識別しやすい高さを残しまして、注意看板とカラーコーン等を設置している状況でございます。

○議長（古川 誠） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。私がたまたま東小学校の給食室に行ったときに、これを見ました。木を1メートル残し、切っていました。

先ほどの答弁で、1メートル切って、カラーコーンで囲っていました。それも写真でも撮っております。普通は先に抜根し、その後、舗装整備を行うのが当たり前だと思います。現状では、車が木にぶつかることも考えられますので、早急な舗装整備を行っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（古川 誠） これで、春成勇議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。15時10分より再開いたします。

午後 3 時00分休憩

午後 3 時11分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

日程第 1. 一般質問

○議長（古川 誠） 次に、15番、田中義基議員の質問を許します。

○15番（田中 義基君） 15番。田中義基でございます。質問者の最後を締めさせていただきます。

通常ですと、もう最後の場合、ほとんど傍聴者の方お帰りになっているんですけども、今日は多数お残りいただきましてありがとうございます。

4点ほどについて、質問事項を上げさせていただいておりますが、昨日の11番、1番、6番議員とほとんど同様の質問となってしまったものがありますので、これは何とか別の切り口からの質問をと心がけようとしたんですけども、どうにも想像力が乏しくて、融通の利かない人間ですので、結局同様の視点からの質問になってしまいます。私自身の学習が不十分のままですので、いつものごとく現状を伺うのみかもしれません。浅い質問になるかとも思いますが、どうぞお許しいただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1番の自治会活動と自治公民館活動について。

只今申しましたように、この案件につきましては、数名の議員から関連質問等ございましたので、極力同様の質問の内容につきましては控えたいと思いますが、当町議会では、毎月議員協議会後に議員学習会を開催することとしております。先月は県の出前講座の「公民館の役割」を選択しまして、県の教育長、生涯学習課の担当職員の方からの講義を受ける時間を持ちました。

公民館のうち、自治公民館というものは、あくまでも地域住民が自主的に運営をする組織団体で、決して自治体の手伝いをする団体などではないというものではございますけども、それは承知しておりますが、その出前講座の内容に、自治公民館の自治会活動と自治公民館活動の区分の解釈がありました。

前者は、市町村の行政と相互協力、連携した活動を言い、事業の内容は自治組織活動が中心で、自治体の総務部局と関係が中心になるもの。

一方の后者は、后者の自治公民館活動は、住民の要望、意見を基にした運営活動で、教育機関であって教育委員会との関係が中心となるとありました。

改まって、そう解釈されてしまいますと、区分された活動、自治体、高鍋町の業務に当てはめる場合に、どの活動がどの区分に該当することになるのか、どうにも戸惑ってしまいますね。

高鍋町のいわゆるコミュニティ組織である自治公民館、地区公民館ですね。主管部署は、

これは教育委員会になるんでしょうが、町総務部局と関わってくる自治会活動を推進する
のも、これはまたもちろん地区公民館ということになります。

そこで、区分されている双方の活動を担う基本、根幹であります、いわゆるその地区公
民館、自治公民館への町民の方の加入率につきまして、ほかの自治体と比較しましても、
高鍋町自治公民館への加入率が低下しているようですけれども、この状況をどう分析され、
どう判断しておられるんでしょうか。

昨日と同様の答弁になるのでしょうか、教育長はもちろん町長にも再度お伺いしておき
たい。

これを登壇しての質問とさせていただき、そのほかの②、③、④、それと2の南海トラ
フ巨大地震新被害想定について、3の戸籍への振り仮名記載について、そして4のふるさ
と納税についてのそれぞれの質問につきましては、発言者席からお尋ねさせていただきます。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

兒玉議員の一般質問でもお答えしましたが、5年間で加入率は17.4%減少しており
ます。加入率の低下は、地域住民の意見の集約や行政に対しての要望を伝える役割など、
自治会としての機能低下に直結するものと考えております。

○議長（古川 誠） 教育長。

○教育長（奥村 昌美君） 教育長。お答えします。

自治公民館への加入率の低下につきましては、本町のみならず全国の市区町村において
も深刻な問題であると認識しております。この未加入の理由につきましては、人口減少や
少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化、近所付き合いの希薄化や地域活動への関
心の低下など様々なものがありますが、特に最近では、仕事や子育て、介護等で忙しく時
間がない、週末ぐらいはゆっくりしたい、加入しなくても困らない、メリットが分からな
い、負担が大きいなどが要因になっているようです。

本町の自治公民館は、自治会の機能と公民館の機能を併せ持った組織であるため、地域
福祉への対応や防犯防災等の機能を行政が自治公民館に委ねる部分も大きく、活動が困難
になると住民サービスの低下にもつながります。

これからは時代や住民のニーズにマッチした自治公民館活動の在り方や、役割の精選に
よる負担軽減、活動のデジタル化などについても研究を行い、持続可能な地域コミュニテ
ィづくりを進めていくことが大切ではないかと考えております。

以上であります。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。まず1番の自治会活動、自治公民館活動についてです
けれども、自治会活動と自治公民館活動はそれぞれ区分されて規定されていると。ですが、

先ほども申し上げましたが、多くの自治体もそうなのかもしれませんが、高鍋町の場合、当然、自治会と言えば、すなわち自治公民館、地区公民館と同一と判断をされてしまっているように思います。であっても、それぞれの活動は、先ほど2つに区分されているということなんですよね。そこがどうもすんなりと腑に落ちてこないものですから、私と同様に町民の方にも混同してしまっている方がいらっしゃるんじゃないか、多いんじゃないかというところから、何の疑念もなく、どちらも地区公民館として活動とされているようで、ここは少し整理をしながら、ちょっと私自身をも納得させるために質問をさせていただきます。

そこでお尋ねです。先ほどもおっしゃいました、いわゆる自治会と自治公民館、それぞれの活動の内容はどういうもので、どう違いがあるのか、改めてお示しいただきたい。

○議長（古川 誠） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱本 明俊君） 社会教育課長。まず、自治公民館について説明します。

自治公民館は、地域住民が集まり、学びや交流を行うものになります。様々な講座やイベントを開催しまして、例えば趣味や特技を生かした教室や、防災訓練なども行われることがあります。また、公民館は、住民の交流の場としても機能し、コミュニティの形成を促進します。公民館は地域のニーズに応じた運営が求められ、住民主体の地域づくりに寄与することが期待されています。

一方で、自治会は、地域住民が自発的に組織した団体であり、地域の安全や福祉、環境美化などに関する活動を行います。自治会は地域住民の意見を集約し、行政に対して要望を伝える役割も担っています。具体的には、防犯活動や清掃活動、地域行事の企画、運営などが上げられます。自治会は地域住民同士のつながりを強化し、地域の課題解決に向けた取組を行うことで、よりよい生活環境をつくることを目指しています。

このように、自治公民館は主に学びや交流の場としての機能をし、自治会は地域の安全や福祉に関する活動を通じて住民同士のつながりを深める役割を果たすという違いがあります。

以上です。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 運営の手引どおりの答弁ですけれども、確かに細かく細部まで回答、答弁いただきましてありがとうございます。

要は、いわゆる自治公民館が自治会の活動と自治公民館活動を両方担っていると。ただ、高鍋町では、コミュニティ組織として活動を区分するようなことはなくて、自治公民館でこれを担っているということで納得するようにすれば、すっきりできるのかなというふうには思っております。

とにかく、今、地域の抱える様々な問題、先ほど教育長もおっしゃいました防犯防災、少子化、高齢化など、これはもろもろ多く存在していますが、自治体としては、これらの課題の対応について、行政の特定分野、特定部署だけでの取組では到底十分でないことか

ら、住民と行政の協働による課題解決、これを進めるために、今や自治公民館が貴重な存在となっているというふうには認識をしております。

町行政の推進にとって、この課題解決への重要なファクターであります自助と共助、これを強めていくためには、自治公民館のまともさは必須だと思われます。が、登壇でも質問いたしましたし、ほかの議員の一般質問にありましたが、繰り返しますが、この公民館の加入率が大幅に下がってきているんですよね。これは先ほどの出前講座の内容データですけれども、先ほど数値もおっしゃいました。令和2年と令和7年、減少しているようです。

では、くどういようですけれども、その加入率の向上のための対策はどうお考えでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（古川 誠） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱本 明俊君） 社会教育課長。新規加入者を増やすには、地域住民に向けて自治公民館の魅力を向上させ発信する取組が必要だと考えます。自治会、自治公民館の意義、必要性を地域も認識をしていただき、互助、共助の視点を持って、自ら生活をする地域を創造していく取組に転換をしていかなければならないと考えます。

全国の自治体や自治公民館の取組など参考となる事例があれば紹介をしながら、教育長が答弁した内容の繰り返しにもなりますけれども、時代や住民のニーズにマッチした自治公民館活動の在り方や、負担の軽減、活動のデジタル化など、持続可能な地域コミュニティづくりを進めていくことが大切であると考えます。

社会教育課では、地域コミュニティの一助となるよう、毎年4月に自治公民館の体育部長研修を実施しまして、地域でできるレクリエーションの紹介や用具の貸出し、スポーツ大会等のイベントの紹介を行っております。また、子ども会活動の支援等につきましても、中高生で組織しておりますジュニアリーダークラブの派遣を行い、地域交流のお手伝いもしております。

ぜひ、積極的に自治公民館活動を展開していただきまして、加入率の向上につなげていただければと考えております。

以上です。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。確かに各公民館で魅力のある公民館活動を取り組もうと、当然それを投げられても、なかなか自治体のほうからの協力なりがないと難しいと思いますので、その加入率の低下している自治公民館で取り組む活動、いろいろあるんでしょうけれども、例えば、先ほどからありました一例、家庭ごみの収集の推進とか、ごみ集積の管理運営、これはさきの区分に従うと自治会活動になるのかな。

昨日は、転入者への地区への加入案内とか、ごみの出し方の説明はとの質問に、町民生活課も社会教育課も答弁されていたような気がしたんですけれども、両方関わった部分のという意味で説明をされたんだと思います。

これから、ちょっとそのごみのステーション問題について限定した質問をさせていただ

きますが、これも11番議員の質問にあった内容でございます。過日福井市でしたか、福井県、福井市か、でありました40代男性がステーションを使用する権利の確認を求めた訴訟、判決がございました。これ以降、何か上訴するとかいろいろありました。ちょっと聞いていません。使用料を支払うことを条件に使用する権利があると認められたんですけども、このごみ集積所使用に絡む司法の一つの判断につきまして、改めてどういうふうにお考えになるでしょうか。

○議長（古川 誠） 町民生活課長。

○町民生活課長（岩佐 康司君） 町民生活課長。ごみステーションの維持管理に係る費用負担は各自治公民館のルールによるものと考えております。しかしながら、本判決は、自治会脱会者のごみステーション利用と費用負担について、一つの判断がなされたものであり、今後の動向を注視してまいります。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。確かに地区公民館のルールによるんだろうとは思いますが、正直、このごみステーションをめぐる問題に関しては、全国あちこちで騒動というか、話題になっているようですね。

これはつくば市にある国立環境研究所の資料なんですけれども、アンケートの結果、全国自治体の自治会の67%が未加入者のごみステーション利用を許可をしていないという回答をしているようです。ごみステーションの管理には、会員から集めた自治会費を使っているからというのが主な理由だそうですけれども、しかし、利用を禁じることで、自治会未加入者が勝手に使ったり、さらに分別も守らないといった問題も生じている。これはどこの自治体も同じだと思います。

その残る33%の自治会は、非会員でも利用できるようにしておりまして、そのうちの約半数では、利用料金を徴収しているということでした。

このごみステーションの利用も含めて、それぞれの地区公民館で取り組まれている活動、これは言っているのか、例えば、あくまでも事務連絡員さんの固有の仕事であります、お知らせかなべと回覧文書の配布、これは各班の区・班割を利用していますよね。お知らせは全員配られるかもしれませんが。回覧はじゃあ、行政事務員がそれぞれ持って回るのかなって、到底ありませんから。これも、実際、公民館組織を用いているということになるかと思います。

先ほど教育長もいろいろ行政のための自治会だとおっしゃいましたけども。

特にこのごみ回収のシステムにつきましては、地区公民館頼みの共助の仕組み、これが機能しにくくなっていて、地区公民館への加入が当たり前という前提でできたごみ回収。このやり方が機能不全に陥っている。陥りつつあります。これを考え直す必要があるのではという意見が出ております。

高鍋町内の各地区公民館からも、同様の意見がくすぶり始めているとは伺っております。

確かに先ほどいろんな防災地区で抱える問題、諸問題、これも行政が手助けしながら、

行政側が委ねている部分もございますが、それを委ねられている地区公民館の加入数が減っているということですから、ただ特に、難しいですけども、ごみ回収のシステムにつきましては、高鍋町の場合、広域での取組を行っている案件ですから、一概にこうすべきの提言はなかなかできかねますけれども、公民館の活動に依存した上に成立しているごみ回収の抜本的な対策の検討、これはそろそろ早めに早急に始めるべきじゃないでしょうか。ということは申し述べていきたいと思います。

私の思い込みもあって、1番の題目とはちょっと質問事項から趣旨が、ちょっと大分論点がずれちゃいましたけれども、一貫性を持たない質問内容になったのは、本当にお恥ずかしい話で申し訳ございません。

続きまして、2番の南海トラフ巨大地震新被害想定についてですけれども、南海トラフの巨大地震が今後30年以内に起きる確率、これにつきましては、これまでの70から80%を80%程度に引き上げて公表されましたが、この30年以内の発生確率につきましては、2013年から順次引き上げられているんですね。それとは別に、政府がこの3月31日、たしか今日新聞にも載っていましたが、南海トラフ大地震が発生した場合の被害について、有識者で議論した内容をまとめて、その被害想定を2012年以来13年ぶりに見直しをして公表しました。

そこでお尋ねします。今回の新たな被害想定はどんな経緯で見直されて、それはどのような内容となっているのでしょうか。

○議長（古川 誠） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。国では、東日本大震災の発生を受けて、科学的に考えられる災害クラスの揺れと津波を想定するという方針の下、平成24年から25年にかけて南海トラフ地震の揺れや津波による死者などの被害想定及びその経済被害を公表し、翌年には10年で死者をおおむね8割、全壊焼失家屋棟数を5割減らすという減災目標を盛り込んだ基本計画を策定しております。

それからおよそ10年がたつことから、令和5年から専門家とともに被害定の見直しに向けた議論を行い、今年3月末に新被害想定が公表されたものでございます。

公表の主な内容は、南海トラフ地震の発生確率、震度分布、津波の高さ、人的被害、災害関連死などになります。

具体的な被害想定につきましては、都道府県ごとに数字が示されてあるものもございますが、市町村のデータとしては、津波高、最大震度のみ市町村別に示されております。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。確かに国の指標通知といたしますのは、私が今持っているんですけども、県についての数値というのが出されておまして、先ほどありました最大津波高は10メートル、震度が7。ほかにも死者数は3万9,000人、負傷者数3万2,000、それから避難者数36万9,000人等々、いろいろな数字があったんですが、もちろん先ほどおっしゃった高鍋町は、今後順次県のほうから被害想定額というのが出て

くるとは思います。そうなるんだろうと思いますが、それを受けた高鍋町に係る被害想定の見直しというのは、これはどうなるんでしょうか。数値というのは、今からも出るということでもいいんでしょうか。それでいいんですね。先ほどとおりですね。はい、すみません。

また、その新たな高鍋町の被害想定を、それはどういうふうに評価されているのかだけ、もし、できてきたとした場合。よろしいですか、すみません。

○議長（古川 誠） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。新被害想定の中で、当町の被害想定については、最大震度 7、最大津波高 11メートルと公表されており、これまでと変わらない想定となっております。

次に、被害想定をどう評価しているかにつきましては、この 10 年で、全国的に防潮堤の整備や津波避難タワーの整備、各地域での避難訓練など避難に向けた取組が進んでおります。

当町でも 2 か所の津波避難タワーの建設、多くの施設の避難ビル協定、津波避難訓練、そのほか各種対策を進めてきました。

しかし、公表の数字では、全国的な人的被害のうち、死者数については、最悪の場合 29 万 8,000 人と前回の 32 万 3,000 人から僅かな減少にとどまっているといった報告となっております。

本県におきましても、死者数は最悪の場合 3 万 9,000 人で、前回の 4 万 2,000 人から 3,000 人の僅かな減少にとどまっております。

また、避難生活などで体調を崩して亡くなる災害関連死が初めて推計され、最悪の場合、全国で 5 万 2,000 人と、東日本大震災のおよそ 1.3 倍に上るおそれがあるとされ、避難者の生活環境の改善などが急務であるとの報告がございます。

このような被害想定から、今後さらに迅速な避難に向けた取組や、耐震化、避難所における生活環境の改善などを進めていく必要があると認識を新たにしたいところでございます。

○議長（古川 誠） 15 番、田中義基議員。

○15 番（田中 義基君） 15 番。高鍋町の地域防災計画がありますよね。これは災害による災害を、被害を軽減するために地域における防災に関する業務や対策を定めた計画というふうになっていますが、毎年 3 月に改定されると思うんですけども、これは今回の被害想定見直し、当然高鍋町の分、数値出てないんで、この地域防災計画には組み込まれていないということなんですよ。時期的に間に合わないことで、来年 3 月には更新されるということではよろしいでしょうか。いいですね、はい。

では、この町民の皆さんは、この見直し被害の想定を受けて、今後どう向き合いながら対応していくべきか、町としてはどのように考えられて導いていかれるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 誠） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。有効な対策を確立するためには、その前提として被害想定が必須でございます。今回の新たな被害想定は、厳しい数字であっても、正しく恐れてもらうために、まずは町民にありのままを知ってもらうことが大切だと考えます。

その上で、町民一人一人からの避難訓練やハザードマップの確認——すみません。

町民一人一人が平時からの避難訓練やハザードマップの確認、家屋の耐震化や家具の固定、非常時持ち出し品の準備、そのほか、地域コミュニティとの連携など、対策を進めていただくように、根気強く啓発に努めていく必要があると考えております。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。ちなみに先日実施されました津波避難訓練ですか、これの総括というのはもうされたんでしょうか。

○議長（古川 誠） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。5月25日日曜日に津波浸水想定区域の約6割を含む27自治公民館、消防団員を含め約1,000人の方に参加していただき、津波避難訓練を実施しております。

参加した全員が津波到達想定時間の20分以内に近くの津波避難タワーや津波避難ビルなどに避難を完了したことから、迅速に避難できたものと判断をしております。

また、職員や防災士ネットワークにより、気象情報の内容、自宅の被害想定や避難経路の確認、住宅の耐震化など、命を守る行動の大切さなど防災講話を併せて実施し、防災に関する意識向上にも努めることができたと考えております。

迅速な避難に向けた取組が進めば、犠牲者も当然減ることとなりますので、今後も避難訓練を継続して実施してまいりたいと考えております。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。結構多い参加者だったんですね。だんだん参加地区が少なくなっているというふうに聞いていたもんですから、高鍋町でも、これまで何度も避難訓練等行われていますけども、真剣に取り組んだことがほとんどないという人も残念ながら多いと思います。避難訓練が形ばかりになって、マンネリ化しているという課題もありますけれども、単純に防災意識の低い人が多いからということで、簡単には片づけられないんじゃないかなというふうに思いますね。

全国には、GPSを活用して、人の動き、これは必要時間等も全部把握できるような、それを可視化したものとか、ゲームや運動会感覚で、ものを取り入れた訓練とか、スマホをフルに活用した訓練などがあるようでございます。

高鍋町でも、この意味で、先ほどもおっしゃいました、本当に人の命を守る、正しく恐れようですか、人の命を守る、つながる避難訓練を行うことが非常に大切な課題でしょうから、しっかり検討して行って、来るべく、来てほしくはないですけども、必ず起こる巨

大地震に備えての意識の醸成を、大変でしょうが、ぜひ、確実に地道に進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、3の戸籍への振り仮名記載についてですが、これに関しましては、さきの議会に詳細を記載したパンフレットの配布があって、予算も含めて説明を受けたようですが、私がちょっと確認し損なっていました。今回質問したことなんですけれども、結構大きな改正なのにあまり話題に上らないなと思っていましたら、最近になって、マスコミから頻繁に報道され始めましたので、承知しておられる町民の方が多いかと思いますが、改めて確認の意味で伺っておきます。

これまで、戸籍には氏名の振り仮名は記載されてなくて、出生届などに記載された氏名の読み方の情報を自治体が保有して各種事務処理に利用してきたものというふうに思っています。

今回、戸籍法が改正されて、つい先日、令和7年の5月26日から戸籍に氏名の振り仮名が記載されることになったようですが、伺います。

この戸籍法一部改正の意図と概要はどういったものなのでしょうか。

○議長（古川 誠） 町民生活課長。

○町民生活課長（岩佐 康司君） 町民生活課長。令和7年5月26日に施行された戸籍法改正につきましては、行政のデジタル化の推進のための基盤整備、本人確認資料としての利用、各種規制の潜脱行為の防止などのため、戸籍に振り仮名を記載するよう改正されたものでございます。

概要といたしましては、令和7年5月26日以降に本籍地である市区町村から戸籍に記載予定の振り仮名の通知を行い、誤った振り仮名が通知された場合は、令和8年5月25日までに正しい振り仮名の届出を行っていただき、正しい場合や届出がされなかった場合は、通知された振り仮名が令和8年5月26日以降に戸籍に記載されるものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。その今後のスケジュールというのは、どういうふうに進められていかれるんでしょう。

○議長（古川 誠） 町民生活課長。

○町民生活課長（岩佐 康司君） 町民生活課長。法改正の内容に係る一般的な問合せを受けるためのコールセンターを法務省が設置しております。

コールセンターは、令和8年7月17日までの設置となっており、自治体からの問合せは管轄の法務局が対応を行うこととなっております。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。先ほどおっしゃいました、法改正が施行されるのを前に、国、法務省は、読み方を通知するはがきが本籍地の市区町村から自宅などに届くので、

内容を確認するようにと改めて国民に呼びかけをしたようですけれども、これに関して自治体は、それぞれの自治体はどういう業務を、どういうふうに取り組んでいくことになるのでしょうか。

○議長（古川 誠） 町民生活課長。

○町民生活課長（岩佐 康司君） 町民生活課長。自治体が担う業務といたしましては、令和7年5月26日時点での戸籍情報を基に対象者へ振り仮名を通知し、対象者からの届出があった振り仮名につきましては、審査を行い、戸籍へ記載することとなっております。

届出のなかった振り仮名につきましては、通知に記載された振り仮名を令和8年5月26日以降に戸籍に記載することとなっております。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。この問題をお話しますと、特に気になっちゃうんですけど、ちなみに、いわゆる、キラキラネームですね。これ漢字、振り仮名の方が、多分高鍋町内にも居住されているかとは思いますが。敢えては伺いませんが。

思い出すんですが、昔、「アンドロメダ」という名前の出生届があったということで、マスコミが騒動を起こしたことがございました。

調べてみますと、実在するいろんなキラキラネームがあるんですね。思わず笑ってしまったりするのはまだしも、まだゆるせんですが、本当に残念で、声にはしたくない名前もあります。

上げていいのかわかるかですが、例えばですよ、新一「新しいー」と書いて「コナン」、原子爆弾、核「核」と書いて「アトム」、それから紅葉「紅葉」書いて「さくら」、それから「手洗」と書いて「ていあら」、「愛の歩」、「あほ」だそうです。それから「大きな穴」で「ダイアナ」、こういうほかにもよく、いろいろ、こんなネームよくと思いましたけれども、名前というのは、でもそれぞれ個々人の思い入れが強く、本当に真面目に丁寧に対応する必要というのがあるかと思います。が、今回いわゆるキラキラネームの個性的な読み方について、使用できるものは一般に認められているものなどという法務省からの一定の制限が設けられているようですけれども、そこから外れる振り仮名とは、例えば、どのようなものなのでしょうか。

○議長（古川 誠） 町民生活課長。

○町民生活課長（岩佐 康司君） 町民生活課長。読み方として認められないものとしたしましては、漢字の意味や読み方との関連性をおよそまたは全く認めることができない読み方、例えば、「太郎」を「ジョージ」と読ませるなどがございます。また、漢字に対応するものに加え、これと明らかに異なる別の単語を付加し、漢字との関連性をおよそまたは全く認めることができない読み方を含む読み方、例えば、健康の「健」を「ケンイチロウ」と読ませるなどがございます。

その他、漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方であったり、漢字の持つ意味や読み方からすると別人と誤解されたり読み違いされたりする読み方となる社会を混乱させる

ものや、差別的、卑わいなど、音で表した場合に著しい不快感を引き起こすもの、反社会的な読み方など、明らかに人の名前としてふさわしくないものといった、社会通念上相当とは言えないものが読み方として認められない例として示されております。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。その一般的に認められているもの、認められていないものとの判断は自治体がしなくちゃいけないことになっているんですよね。それと新生児の場合でも、その出生届に記載された振り仮名をそのまま反映するとなっているようですが、その振り仮名が先ほどの一定の制限範疇に該当するのかもしれないのかも、これも自治体の判断ということですよ。

それと先ほどの法務省からの呼びかけの本籍のある方全てにはがきを送付する、なんてこと、これは大変な労力、大変な作業だと思うんですけども、これも併せてお尋ねします。人的要員数を含めて、その対応というのは高鍋町大丈夫なんでしょうか。

○議長（古川 誠） 町民生活課長。

○町民生活課長（岩佐 康司君） 町民生活課長。係内での担当業務の調整により、それぞれが複数の業務を兼務することで、戸籍業務に携わる職員を増やし、戸籍業務量の増加に対応できる体制にしております。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 分かりました。費用も計上してありまして、外部委託になるんですが、職員に過度な負荷をかけることなく、円滑に振り仮名登録事務、これを遂行することが可能となるように、必要なら必要なところに人員配置をして、大変でしょうが努力をお願いしておきたいというふうに思います。

最後に、4番、ふるさと納税についてでございます。

3月議会での今年度の当初予算、骨格予算ではあったものの、ふるさとづくり基金繰入金約7億円、寄附金12億円が計上されています。

今回の補正予算で若干変動はございますけれども、ここ数年、まず財調の話は置いて、多額のふるさとづくり基金が繰り入れられることで、施策が計画として実施をされてきております。今後もそれに頼らなければ、各種事業等の推進が難しくなること、これは明らかだろうと思うんですね。

特に今回の当初予算、骨格予算でありながら、今までにない大変な苦労と痛みを伴った作業によって、何とか編成された予算だと聞いております。

今後、自主財源となる寄附額が確実に大幅増にならないことには、これまで以上に厳しい予算編成の時期を職員は迎えなければならなくなるんだなというふうに思っております。

その基金の元となるふるさと納税ですが、総務省は返礼品の地場産品ルールのチェックも厳しくするようでございます。それと2025年の10月、今年の10月からは、ふるさと納税ポータルサイトを通じた寄附に伴うポイント付与、これを全面的に禁止すると発

表しました。

楽天ふるさと納税とか、ふるさとチョイスといった仲介サイトで行われていました非常にお得な制度、ポイント還元は終了するということになりますので、当然それを活用していた寄附者の数の減というのも考えられます。

前回の議会で、町長は、予算執行のためには依存せざるを得ないと言えるふるさと納税の必要性和併せて、新たな納税返礼品の開拓めどは立っていることの説明、解説をなさいました。ただ、これまで多くの議員が質問等で問題提起してきましたように、数年後に30億円、3年後でしたか、この目標が達成できるのかという心配がございます。

町長にお聞きします。今後の寄附増額、寄附額増の見込みとその確実性は間違いなくお持ちなんでしょうか。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。ふるさと納税につきましては、令和6年度の寄附額が約10億1,000万円となり、令和7年度における目標額を12億円としているところです。国の制度改革等の影響により寄附額は変動するものと思いますが、肉類、ウナギなど、寄附者が喜ばれる返礼品を充実させ、ふるさと納税寄附額をさらに伸ばしていきたいと考えております。

宮崎県で一番小さな資源の少ない我が町が目標を達成するためにも、今議会に関連予算を計上しております地域商社の設立は必要不可欠であり、寄附額30億円を実現させたいと考えております。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。確実にお持ちなのかというのを伺いたかったんですけども、中に、今、地域商社のお話がありました。今後、その地域商社で、ふるさと納税を具体的にどう進めていってもらおうおつもりなのか、教えてください。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。地域商社によるふるさと納税事業につきましては、町内に事務所を開設し、ふるさと納税に係るサイト管理、情報発信、返礼品の在庫管理など、現在、推進事業者へ委託している業務を地域商社社内で一元化し、経費を削減し、積極的に問題点の改善を行い、スピード感を持って納税事務を行っていただけるものと考えております。

また、返礼品に係る商品開発、ブラッシュアップ、クレーム対応についても、一元化することで、寄附増額につながるものと考えております。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。6年の12月議会での委員会での説明で、令和3年度から6年度まで、ふるさと納税委託業務契約期間満了に際し、新たにプロポーザル方式の入札を行わず1年契約を延長したと。その理由は、現在の、今のね、そのときの今の契約事業者での寄附額が伸び始めていたので、1年間延長して寄附額を増やしてもらって、そ

の後の業務の推進方法は今後1年で検討するとの説明があったと受け取ったんですが、もし、その地域商社で進めていくこと、これ決まっていたとすると、これは、それに、今の先ほど前回の答弁に矛盾することになりませんか。

○議長（古川 誠） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。ふるさと納税推進事業者の契約期間延長につきましては、伸び始めた寄附獲得の流れを維持するため、令和7年度までの1年間契約を延長したものでございます。

令和6年12月の文教産業建設常任委員会において説明をいたしておりますが、ふるさと納税事業の運営は現在のような民間事業者への外部委託のほか、自治体による直営や地域商社などによる運営がございまして、ふるさと納税を伸ばすに当たり、本町にとって最適な運営方法について再度検討をしました結果、令和8年度からは、地域商社による運営を行いたいと考えているところでございます。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。その時期の判断の部分がちょっと若干疑問に残っちゃうんですけども、いいとしても、議会初日の政務調査の委員長報告にもございましたけれども、先日議員全員で都農エンジンさんをお訪ねしまして、ふるさと納税に関していろいろ教えを請いました。

その中の話にも出たんですけども、他町の地域商社では、寄附額の一定のパーセント額で委託を受けて、ふるさと納税のほかに幾つかの業務を請け負っているところが多いというふうに聞いております。

前議会での議会議員への町長からの説明では、当町でも、委託する地域商社には人材育成などほかの事業にも取り組んでもらうとのことでしたが、間違いないんでしょうか。また、その契約額はどのように積算して契約することになるんでしょうか。

○議長（古川 誠） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。地域商社の事業につきましては、ふるさと納税事業を主たる事業にと考えておりますが、そのほかに地域課題解決やシティプロモーション、これらの事業などにも担っていただく予定としております。

地域商社への委託料について、現時点では確定はしておりません。ほかの自治体や外部委託の委託料を参考に決定をしたいと考えているところでございます。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。地域商社にお願いすることで、先ほどおっしゃったメインの目的であります寄附額増、これが思惑どおりに進むのであれば、それは取り組むべきとの判断もできます。ただ、地域商社は人材育成などほかの事業にも、先ほどおっしゃいましたね、受けるわけでしょうから、そちらに力を入れ過ぎて、寄附額の伸びに影響が出てしまう様ではこれは本末転倒ですよ。

そこで提案ですけれども、目標寄附額を達成するまでは、ふるさと納税業務に専念して

取り組んでもらうというのはいかがでしょうか。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。地域商社につきましては、ふるさと納税の寄附額増を大きな目標と考えております。行政の中で、ふるさと納税というのは1番目標設定をする民間と同じ発想の事業でございます。商社設立後、ふるさと納税を主とした事業を展開し、まずは議員のおっしゃるとおり寄附額の増加を目指したいと考えております。

○議長（古川 誠） 15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） じゃあ、先ほどの提案というのは、ちょっと無理だなという話で、という回答でよろしいのでしょうか。そうですね。残念ですけども。

ふるさと納税を担う地域商社に関する只今の町長からの思いを込めた答弁でしたけれども、今回提案された予算に、この委託金案件が計上されているようですので、明日からの議会委員会での地域商社の審査に関しまして、その採決の判断等の材料に議員にとって十分参考になるものだったというふうに思っております。しっかり審査させてもらいますので、今後、議会からの意見なり提案なりがあるやもしれませんので、その際はよろしくお願ひしたいと思っております。

以上ですが、今議会ちょっと、この一般質問、非常に残念だったのは、そちらに座ってらっしゃいます新課長でございます松浦上下水道課長さんに答弁の機会を設定できなかったのは非常に残念でございます。本当に悔やまれます。

次回は、ほかの議員共々たっぷり質問させていただきますので、楽しみにして待っていてください。

それを申し上げて、以上で私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（古川 誠） これで、田中義基議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問の全てを終わります。

○議長（古川 誠） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時58分散会
